

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年9月27日
【事業年度】	第4期（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グローバルCEO スコット・アーンスト
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役グローバルCFO 城戸 輝昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役グローバルCFO 城戸 輝昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

(はじめに)

当社(実質的な事業運営主体)は、2000年1月31日にインターネットを利用したマーケティング・リサーチ会社として設立された株式会社マクロミル・ドット・コム(2001年12月に商号を株式会社マクロミル(以下、「(旧)マクロミル」という。)に変更)を前身としております。一連のリサーチをWEB上で簡易に行うことを可能とした自動インターネット・リサーチ・システム(Automatic Internet Research system、以下、「AIRs」という。)を独自開発し、安価でスピーディなマーケティング・リサーチ・サービスの提供を行うことで、マーケティング・リサーチに対する潜在的な需要を喚起し、マーケティング・リサーチの中でも特に日本におけるオンライン・マーケティング・リサーチ市場のリーディングカンパニーとして業績を伸ばしてまいりました。

そうした中、(旧)マクロミルは、2004年1月に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場し、2005年4月には同取引所市場第一部に指定されました。その後もAIRsの機能強化や、ヤフー株式会社(2010年6月11日)及び株式会社電通(2011年12月21日)との業務提携等を通じて業容を拡大してまいりました。

一方で、国内マーケティング・リサーチ市場の拡大に伴い、海外勢の進出なども含め新規参加者が増え、結果として価格競争が激化する等の外部環境の変化が起こる中、(旧)マクロミルとしても短期的な業績変動を覚悟の上で、自社の市場ポジショニングや競争優位性を抜本的に強化・改善することを目指した、大型のM&Aや積極的な投資等を行う必要が高まってまいりました。このことから、そうしたM&Aや投資等に伴う一時的損失を一般株主に転嫁することを避けるべく、2014年4月に同証券取引所市場第一部の上場を廃止することにいたしました。上場廃止後には、主に今後の成長分野であるデジタル・マーケティングの領域や海外におけるM&Aや投資等を実施すると共に、企業グループ体制の再編を行い、現在の当社グループを形成するに至っておりますが、その詳細は以下のとおりです。

#### (1) 株式会社BCJ-12による公開買付けと非公開化

上述のとおり国内マーケティング・リサーチ市場の拡大に伴い、競争が激化するなか、大型のM&Aや積極的な投資等を進めるべく経営戦略を検討してまいりましたが、2013年10月に同様の考えを有していたBain Capital Partners, LLC(現Bain Capital Private Equity, LP)及びそのグループ(以下、「ベインキャピタルグループ」という。)から株式の公開買付け及び非公開化に関する申し入れを受け、協議を開始しました。

その後、株式会社BCJ-12(Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社)により2013年12月11日に(旧)マクロミル株式の公開買付けが公表されました。(旧)マクロミルとしても、ベインキャピタルグループの有する経営ノウハウを生かし、同社の完全子会社となることで短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することが最善の選択肢であると判断し、株式会社BCJ-12による公開買付けに賛同いたしました。公開買付けの終了後、(旧)マクロミルは2014年4月25日に非公開化し、2014年5月1日に株式会社BCJ-12の完全子会社となりました。

#### (2) 株式会社BCJ-12による(旧)マクロミルの吸収合併

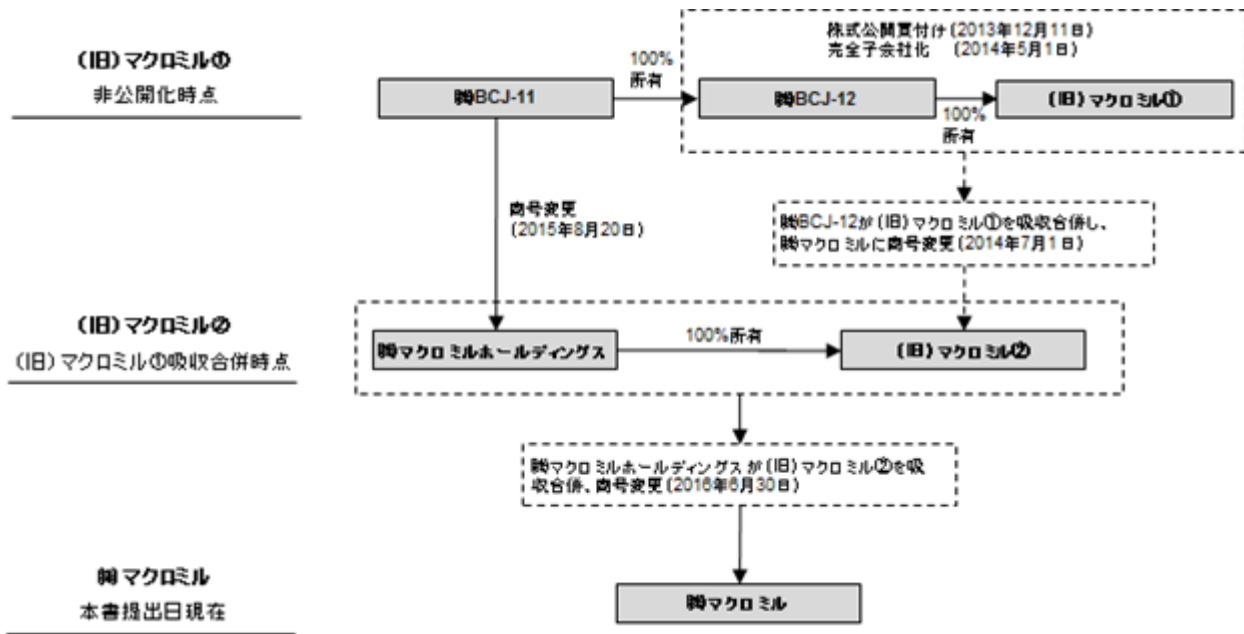
ベインキャピタルグループは、2013年11月25日に株式会社BCJ-11(形式上の存続会社。Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社であり、株式会社BCJ-12の株式を100%保有する会社)及びその100%子会社である株式会社BCJ-12を設立し、この株式会社BCJ-12を通じて(旧)マクロミルに対する上記の公開買付けを実施しました。株式会社BCJ-12は、当該公開買付けの実施に先立って銀行団より買収ローンによる資金調達を行っていたため、事業からのキャッシュ・フローの創出主体である(旧)マクロミルを、借入資金の返済主体である自社と同一化する目的で2014年7月1日に吸収合併の方法により合併し、その事業を承継すると共に商号を株式会社マクロミル(以下、「(旧)マクロミル」という。)に変更いたしました。

#### (3) 株式会社BCJ-11の商号変更、及び同社による(旧)マクロミルの吸収合併

株式会社BCJ-11(形式上の存続会社)は、株式会社BCJ-12による(旧)マクロミルの吸収合併によって、吸収合併後の(旧)マクロミルの直接の親会社(議決権比率100%)となりました。その結果、(旧)マクロミルの持株会社としての位置づけが明確になったことから、2015年8月20日に株式会社BCJ-11は株式会社マクロミルホールディングスに商号変更いたしました。

その後、株式会社マクロミルホールディングスは、事業会社としての株式上場を目指す方針を固め、上場に向けたプロセスの一環として、2016年6月30日に傘下にある事業運営会社としての(旧)マクロミルを吸収合併し、同日に株式会社マクロミルに商号変更いたしました(現在の当社)。

上述の(1)(2)(3)に関し、非公開化時点から現時点までの会社の推移を図示すると、以下のとおりであります。



## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第2期	第3期	第4期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月
売上収益 (百万円)	28,761	32,504	35,514
営業利益又は営業損失 ( ) (百万円)	586	5,730	6,825
税引前利益又は税引前損失 ( ) (百万円)	4,204	4,087	5,882
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失 ( ) (百万円)	4,320	2,832	3,706
親会社の所有者に帰属する当期包括利益合計 (百万円)	3,793	2,078	4,017
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	12,871	15,064	20,346
総資産額 (百万円)	71,060	66,564	70,815
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	339.97	397.91	524.09
基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失 ( ) (円)	117.61	74.82	97.11
希薄化後1株当たり当期利益又は希薄化後1株当たり当期損失 ( ) (円)	117.61	74.82	96.57
親会社所有者帰属持分比率 ( % )	18.11	22.63	28.73
親会社所有者帰属持分当期利益率 ( % )	-	20.28	20.93
株価収益率 (倍)	-	-	24.40
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,298	4,665	5,733
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,641	67	1,348
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,048	5,602	2,155
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,178	6,124	8,447
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,581 (169)	1,694 (229)	1,890 (240)

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成しております。なお当社は第3期よりIFRSによる連結財務諸表を作成しております。また、第2期についても2014年7月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。

2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第2期の親会社所有者帰属持分当期利益率については、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益がマイナスであるため、記載を省略しております。
4. 第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
5. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。
6. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失及び希薄化後1株当たり当期利益又は希薄化後1株当たり当期損失につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。
7. 当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため前連結会計年度以前についても百万円単位に変更しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準			
	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月
売上高 (百万円)	-	-	211	20,045
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	61	8	89	1,497
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	62	9	7,317	533
資本金 (百万円)	8,575	9,393	100	674
発行済株式総数 (株)	343,001	378,588	378,588	38,823,400
純資産額 (百万円)	17,087	18,715	11,401	13,084
総資産額 (百万円)	17,090	18,721	56,893	57,048
1株当たり純資産額 (円)	49,818.10	494.32	301.05	336.92
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	5.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	267.93	0.25	193.27	13.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	13.90
自己資本比率 (%)	99.99	99.96	20.03	22.93
自己資本利益率 (%)	-	-	-	4.36
株価収益率 (倍)	-	-	-	169.46
配当性向 (%)	-	-	-	35.77
従業員数 (人)	-	-	822	893
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(171)	(166)

- (注) 1. 当社は、2016年6月30日に株式会社マクロミルホールディングス(旧商号:株式会社BCJ-11)が(旧)マクロミルを吸収合併した上で商号変更したものであるため、第1期及び第2期は株式会社BCJ-11の経営指標等を記載しております。また、株式会社BCJ-11は、2013年11月25日に設立されております。このため、第1期の会計期間は7ヶ月となっております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 第1期、第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
6. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。
7. 第1期、第2期及び第3期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第2期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、第2期の期首に当該分割が行われたと仮定して、当該分割後の発行済株式数により算定しております。
10. 当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため前事業年度以前についても百万円単位に変更しております。

## (参考情報)

(はじめに)に記載のとおり、2014年7月1日に、株式会社BCJ-12が(旧)マクロミルを吸収合併し(形式上の存続会社は株式会社BCJ-12、実質的な事業運営主体は旧マクロミル)、同日に「株式会社マクロミル」(旧)マクロミルに商号変更しております。また、(旧)マクロミルを100%所有する株式会社BCJ-11は、2015年8月20日に「株式会社マクロミルホールディングス」に商号変更しております。その後、2016年6月30日に株式会社マクロミルホールディングスが(旧)マクロミルを吸収合併し(形式上の存続会社は株式会社マクロミルホールディングス、実質的な事業運営主体は旧マクロミル)、同日に「株式会社マクロミル」に商号変更して現在の当社に至っております。

参考として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準(以下、「日本基準」という。)に基づいて作成された2013年6月期から2014年6月期に係る(旧)マクロミル及び2015年6月期に係る(旧)マクロミルの主要な連結経営指標等の推移は以下のとおりであります。

## 連結経営指標等

回次	日本基準		
	(旧)マクロミル		(旧)マクロミル
	第14期	第15期	第2期
決算年月	2013年6月	2014年6月	2015年6月
売上高 (百万円)	17,120	21,380	28,761
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	3,951	2,334	632
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	2,508	2,028	4,740
包括利益 (百万円)	2,834	1,844	4,464
純資産額 (百万円)	15,363	13,001	13,138
総資産額 (百万円)	20,173	20,434	68,972
1株当たり純資産額 (円)	237.88	809,548,026.67	311.21
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( ) (円)	44.14	130,861,289.84	130.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	37.57	-	-
自己資本比率 (%)	74.4	59.4	16.9
自己資本利益率 (%)	20.4	-	-
株価収益率 (倍)	13.30	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,879	3,894	1,893
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	704	259	15,641
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	756	3,808	9,452
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,068	7,939	7,178
従業員数 (人)	836	1,081	1,581
(外、平均臨時雇用者数)	(110)	(130)	(169)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2013年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が、第13期連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 第15期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第15期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
- 第15期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 第14期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第15期及び第2期については、同規定に基づく監査を受けておりません。

7. 第15期については、当社は2014年5月1日付で普通株式4,000,000株に対しA種種類株式1株を交付しております。第15期の期首に当該交付が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。
8. 第2期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。  
当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。  
(旧)マクロミル の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第2期の期首に当該分割が行われたと仮定して、当該分割後の発行済株式数により算定しております。
9. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

## 2【沿革】

(はじめに)に記載のとおり、当社(実質的な事業運営主体)は2000年1月31日にインターネットを利用したマーケティング・リサーチ会社として設立された株式会社マクロミル・ドット・コム(旧マクロミル)を前身とし、2013年11月に設立された株式会社BCJ-11(形式上の存続会社)が、2016年6月30日に(旧)マクロミルを前身とする(旧)マクロミルを吸収合併する形で、その事業を承継しております。そこで、以下では(旧)マクロミルの設立から、現在に至る当社の沿革を記載しております。

年月	事業の変遷
2000年1月	オンラインを利用した調査業を目的として、株式会社マクロミル・ドット・コムを設立
2000年8月	自動インターネット・リサーチ・システム(AIRs)が完成し、自動調査「QuickMill」及び「OpenMill」サービスの販売開始
2001年7月	付帯サービスとしていた集計、調査票設計及び分析を、「集計」、「調査票設計」及び「Quick-REPORT」としてパッケージ化し、販売開始
2001年12月	株式会社マクロミル(旧)マクロミル)に商号変更
2004年1月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2004年2月	カスタマイズリサーチ「OrderMill」サービス販売開始
2004年4月	オンライン・マーケティング・リサーチ業界の認知と発展に寄与することを目的として、専門研究機関「ネットリサーチ総合研究所」(現マクロミル総合研究所)を設立
2005年2月	海外調査「GlobalMill」サービス販売開始
2005年4月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2007年12月	携帯型バーコードスキャナを用いた商品購買調査「QPR」サービス販売開始
2008年7月	韓国において新会社 マクロミルコリア設立
2009年10月	ブランドデータバンク株式会社の完全子会社化(2011年4月吸収合併)
2010年6月	ヤフー株式会社との業務提携開始
2010年8月	ヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティング・リサーチ事業を承継
2011年1月	商品購買データを収集し、そのデータベースを一括管理する株式会社エムキューブアンドアソシエイツ(現・株式会社エムキューブ)設立
2011年4月	中国において新会社 マクロミルチャイナ(明路市場調査(上海)有限公司)設立
2012年2月	韓国の調査会社 EMBRAIN CO.,LTD.の株式の51%を取得し子会社化(2012年8月マクロミルコリアと統合しMACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.に商号変更)
2012年2月	オンライン・マーケティング(プロモーションの企画・運営等)支援会社、株式会社エムプロモ設立
2012年4月	株式会社電通マーケティングインサイトとの合併で株式会社電通マクロミル設立
2013年10月	セルフアンケートASP「Questant(クエスタント)」サービス販売開始
2013年11月	現在の当社である株式会社BCJ-11及びその100%子会社である株式会社BCJ-12の設立
2013年12月	株式会社電通マーケティングインサイト株式の51%を取得し子会社化
2013年12月	株式会社BCJ-12による株式公開買付け(完全子会社化)に賛意を表明
2014年1月	株式会社電通マーケティングインサイトから株式会社電通マクロミルインサイトに商号変更
2014年4月	東京証券取引所市場第一部上場廃止
2014年4月	株式会社電通マクロミルが株式会社電通マクロミルインサイトに吸収合併
2014年7月	株式会社BCJ-12が(旧)マクロミルを吸収合併し、株式会社マクロミル(旧)マクロミル)に商号変更
2014年9月	デジタル・マーケティング調査「AccessMill」サービス販売開始
2014年10月	オランダ法人MetrixLab Holding B.V.を買収、経営統合
2014年12月	株式会社ケアネットとの合併で医療及びヘルスケア分野専門のマーケティング・リサーチ会社、株式会社マクロミルケアネットを設立
2015年2月	ユーザートークサービス「ミルトーク」販売開始
2015年3月	株式会社日経リサーチとの業務提携開始



年月	事業の変遷
2015年4月	シンガポール及びメキシコにおける拠点設立
2015年4月	家計パネル調査「MHS」サービス販売開始
2015年8月	明路市場調査(上海)有限公司(マクロミルチャイナ)とMetrixLab China Limitedの統合
2015年8月	株式会社BCJ-11を株式会社マクロミルホールディングスに商号変更
2015年10月	海外でのデジタル・マーケティング調査「Global AccessMill」サービスの販売開始
2015年10月	オランダでTTC B.V.とモバイルパネル構築の合弁事業でMacromill Mobile Survey Sampling B.V.を設立
2016年6月	当社(旧株式会社マクロミルホールディングス)が(旧)マクロミルを吸収合併し、株式会社マクロミルに商号変更
2017年2月	脳波を含む生体情報を活用したマーケティング・リサーチ事業への取り組みを開始するにあたり、株式会社センタンの株式の10%を取得し、同社との業務・資本提携を開始
2017年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2017年9月	米国における事業展開を強化するにあたり、米Acturus, Inc.を買収することを発表
2017年9月	東南アジア地区における事業展開を強化するにあたり、W&Sホールディングス株式会社の株式の10%を取得することとし、同社との業務・資本提携を開始

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社26社及び関連会社1社により構成されております。

「第1 企業の概況」に記載のとおり、当社グループは2014年4月に当社が非公開化した後、大手FMCG（Fast Moving Consumer Goods：日用消費財）販売企業を主要顧客とするオンライン・マーケティング・リサーチ専門のオランダ法人MetrixLab Holding B.V.及びそのグループ会社を買収（2014年10月）し、当該買収を契機にグローバル規模でのマーケティング・リサーチ事業の展開を本格的に開始いたしました。そのため、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を主に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントとしております。

「マクロミルグループ」は、当社並びに株式会社電通マクロミルインサイト及びMACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.、株式会社マクロミルケアネット、株式会社エムプロモ、株式会社エムキューブ等の子会社で構成され、当社が独自開発した自動インターネット・リサーチ・システム（AIRs：Automatic Internet Research system）を利用することによるオンライン・マーケティング・リサーチ（提供サービスはQuickMill、OrderMill等）、定性調査、データベース提供、デジタル・マーケティング（注1）を主なサービスとして提供しております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V.及びMetrixLab US, Inc.等の子会社で構成されており、インターネットによる消費者インサイト（注2）ベースのオンライン・マーケティング・リサーチ、定性調査、デジタル・マーケティングを主なサービスとして提供しております。

いずれの報告セグメントにおいてもオンラインを中心としたマーケティング・リサーチ・ソリューションの提供を主たる事業として行っておりますので、以下では当社グループの事業の内容を一括して記載いたします。

当社グループは、「世界に誇れる実行力と、時代を変革するテクノロジーを統合し、唯一無二のグローバル・デジタル・リサーチ・カンパニーを目指します」をグループビジョンとして掲げており、日本、欧州、米国、アジア等世界13ヶ国において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供しております。

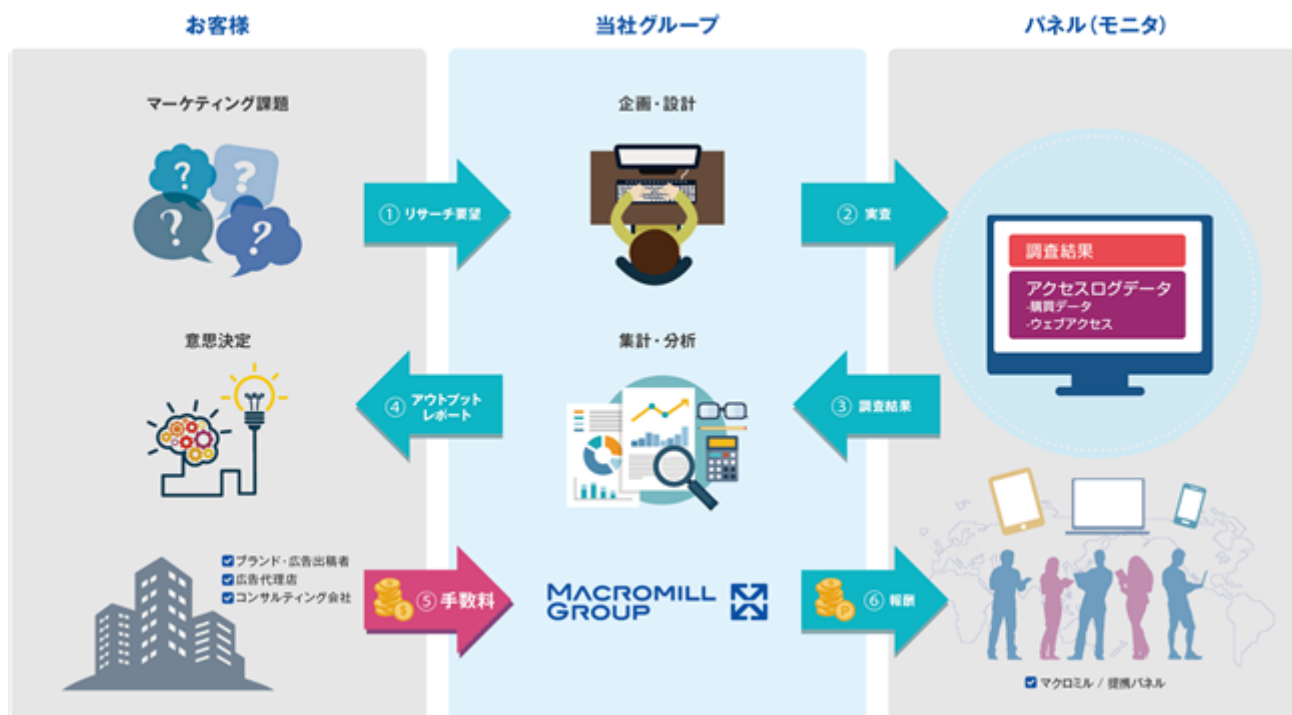
マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけるものを作るための情報（消費者インサイト）を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

マーケティング・リサーチ市場における一般的な市場調査は、郵送・電話・座談会等で消費者の意見を聴取する手法（オフライン・マーケティング・リサーチ）と、インターネットを活用してパネル（注3）と質問・回答のやりとりを行う手法（オンライン・マーケティング・リサーチ）に大別されますが、当社は日本において他社に先駆けてオンライン・マーケティング・リサーチを開始し、日本のオンライン・マーケティング・リサーチ市場においてNo.1の市場シェア（注4）を有しております。

[オンライン・マーケティング・リサーチの流れ]

オンライン・マーケティング・リサーチは、顧客企業のリサーチニーズを反映した調査票をインターネット上で再現した後に、パネルへアンケートを依頼して回答を収集します。インターネットを活用することで、タイムリーかつ低価格なサービスの提供が可能となっております。また、さらに深いインサイトを把握したい顧客に対しては、別途集計グラフ・調査レポートを作成して納品しております。また、オンライン・マーケティング・リサーチ以外にも多彩な調査サービスを提供しており、顧客の意思決定に貢献する様々なソリューションの提供を実現しております。パネルには、アンケート回答の謝礼としてポイントを付与しております。

これら一連のソリューションを、データ納品のみを行う最も短い案件では24時間、標準的には実査の開始から1週間程度で提供しております。



[リサーチパネル及びデータ・ラインアップ]

当社グループは、日本において約120万人、グローバルで約1,000万人（2017年6月末現在）を超える良質な自社パネルを有するとともに、提携パネル(当社グループの顧客のリサーチプロジェクトに応じて、継続的取引関係にある世界各国のパネルサプライヤーを通じたアクセスが可能なパネル。)の活用により、約90ヶ国にまたがるグローバル・パネル・ネットワークを有しております。

マーケティング・リサーチ企業のソリューション力を決定づける要素の一つが、データ・ラインアップです。パネルから得られた回答結果に、保有する独自のデータ群を組み合わせ、分析することで、消費者インサイトを把握・抽出し、それを踏まえたソリューションを提供することが可能となります。

当社グループのデータ・ラインアップは、パネルのアンケート回答から得られる購入理由や満足度といった「意識データ」、当社独自のデータとして蓄積・保有しているTV視聴ログ、パソコン、モバイル及びスマートフォンにおけるインターネット上のWEB閲覧ログ、EC購買ログ等の「行動データ」、人口統計データや心理特性データを含む「属性データ」から構成されておりますが、上述のグローバル・パネル・ネットワークを活用することにより、当社グループの主要な顧客に対して、世界中の消費者インサイトを提供することが可能となっております。

[営業及びリサーチ体制]

当社グループでは、世界13ヶ国、34拠点に所属する490名（2017年6月末現在）のセールス部隊が、必要に応じて国境を越えて顧客企業をカバーする体制をとっております。また、各拠点では地域特有の消費者インサイトを把握し、知見・経験・ノウハウを有するリサーチチームが、セールス部隊をリアルタイムにサポートする体制となっております。両者が密に連携することで、効率的かつ効果的なセールス&リサーチ活動を実現しております。

[当社グループの提供するサービス]

当社は、WEB調査票作成、調査対象者抽出、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、リアルタイム集計、レポート及び納品データ生成に至るまでの一連のソリューションをWEBサイト上で自由に行うことを可能とした、AIRsを2000年に独自開発致しました。以来、AIRsの標準化及び最適化に継続的に取り組んでおります。

その他、購買データを収集する「QPR™」、オンライン上の行動履歴を通じて広告効果測定を実現できる「AccessMill」、デジタル広告コピーテストを行う独自ソリューション「AD-VANCE」等様々なマーケティング・リサーチ・ツールを開発し、オンラインでフルラインアップのマーケティング・リサーチ・ソリューションとデジタル・マーケティング・ソリューションをグローバルに提供しており、当社グループは業界をリードするワンストップ・ソリューション・ポートフォリオを有しています。

以下では、当社グループの提供するサービスをリサーチ手法別に説明いたします。



1. マーケティング・リサーチ

(1) アドホックリサーチ


特定のマーケティング上の課題の解決などに用いられ、データの回収・集計・分析等の調査プロセスが1回限りで完結する調査です。

(a) マクロミルグループ開発分・定量調査手法





サービス名称	サービスの内容
QuickMill [クイックミル]	当社のパネルに対してリサーチを実施するスタンダードなリサーチメニューです。実査を開始してから、24時間以内に集計結果を納品します。
OrderMill [オーダーミル]	顧客企業の要望に合わせて、オーダーメイドで高度なリサーチを提供する、より複雑な調査に適した、自由度の高いサービスです。
CLT [シー・エル・ティー]	セントラル・ローケーション・テストの略であり、パネルから対象者を集めて行う、会場調査サービスです。主に会場調査の備品を備える自社施設で、実際の商品を提示したリサーチを提供します。昨今、オンラインでCLTを行うQuick CLTというテクノロジーも活用して、ソリューションのデジタル化を図っています。

(b) マクロミルグループ開発分・定性調査手法

従来から活用されているマーケティング・リサーチ手法で、一般生活者の行動に紐づく意識を深掘りするインタビュー調査が主なサービスです。




サービス名称	サービスの内容
 [エフ・ジー・アイ/ディー・アイ]	フォーカス・グループ・インタビュー/デプス・インタビューの略であり、パネルから対象者を集めて行うグループ・インタビューや、1対1でより深い消費者の意識調査を行うデプス・インタビューの結果をクライアントに提供する定性調査サービスです。

(c) MetrixLabグループ開発分

サービス名称	サービスの内容
 [スカウト・エイチ・アンド・エー]	ある商品について、その商品の属するカテゴリーの市場動向・ブランド認知度・消費者の習慣や態度変容の観点から包括的に分析し、成長機会がどこにあるかを探索するサービスです。
 [コンテスト]	製品のコンセプトについて、グローバルで蓄積されているノルム（指標）データを活用して、コンセプトの明確さや消費者への受け入れやすさなどの評価を行うサービスです。
 [パクト]	パーチャルで商品棚をシミュレーションし、パッケージデザイン力の最適化、店頭の商品棚で目立ち、かつ強いメッセージ性や説得力を商品に持たせるための、パッケージ力を検証するサービスです。
 [ビー・ヘルス]	顧客企業のブランドに対する消費者の認知度や親近感の度合いを独自モデルに基づいて評価し、そのブランドの競合に対する強み・弱みを分析するサービスです。




(2) データベース提供

日本のFMCG販売企業であるクライアント企業の需要に対応するため、当社パネルの一部の個人の消費支出、購買等の各種データを詳細かつ正確に収集し、属性と組み合わせたデータベースを提供しております。

サービス名称	サービスの内容
 [キュー・ピー・アール]	QPR(Quick Purchase Report)™は、消費者の商品購入履歴をデータベース化し、消費者の日々の購買動向を捉える商品購買調査サービスを提供しています。QPRモニタに携帯型バーコードスキャナーを配布し、購買履歴データを収集するとともに、購入理由などの意識調査も一貫して提供しています。
 [エム・エイチ・エス]	MHS(Macromill Household Spending Panel Survey)は、世帯・個人の商品・サービス購入履歴を記録したデータです。「いつ・どこで・誰が・何を・いくつ・いくらで・どうやって・誰のために」購買したかを正確に取得した「消費者の支出データ」を提供しています。MHSパネルに支出管理アプリを利用してもらい、全ての購買履歴データを収集しています。購入理由などの意識調査も一貫して提供しています。
 [ビー・ディー・ビー]	bdb(brand data bank)は、持ち物や嗜好、考え方や興味関心といった消費者にまつわる様々な情報を一つのデータベースとして収集、提供している、消費者ライフスタイルを把握するためのデータベースサービスです。自社ブランドユーザーや競合ブランドユーザー、あるいは若年層やシニア層など、様々な対象が何を好み、どのような生活をしているかを類推するためのデータを提供しています。

## 2. デジタル・マーケティング

デジタル・マーケティング事業においては、グローバル・オンライン・パネル及びデジタルCookieパネルの基盤と、広告、POS、SNS、GPS等を含む豊富な情報源に基づく多様なデータ・ログを活用して、次世代のデジタル・マーケティング・ソリューションを提供しております。当社グループの有する豊富なデータ・ログに、オンライン・パネルによる意識データを組み合わせることで、差別化されたソリューションの提供が可能となっており、消費者の本質に迫るインサイトを、既存顧客に限らず、新規顧客や新規提携先を含め幅広い顧客層に展開しております。

サービス名称	サービスの内容
広告効果測定  [アクセスミル・グローバルアクセスミル]	AccessMill及びGlobalAccessMillはCookie情報を取得した当社グループパネルのオンライン上の行動履歴（ログ）を把握し、オンライン広告の接触者や特定のサイト訪問者などに対して、実行動ベースでターゲティングしたりサーチができる手法です。
DMP（注5） （DMP Solution）	DMPは、当社保有のデータを顧客保有の自社データと組み合わせ、一元管理・分析することにより真の消費者インサイトの理解に貢献するためのサービスを提供しています。
広告プリテスト  [アドバンス・アクト]	デスクトップやモバイル環境で複数のデジタル広告を消費者特性に合わせて表示テストが出来るスクリーニング手法です。広告の完成・未完成を問わずテスト可能であり、調査結果のデータは蓄積され、見やすい形に整理されたレポート画面で確認が出来ます。本テストにおいては、広告を個別に診断することが可能であることに加え、類似した広告や事例におけるノルム（示唆）も提供可能です。
ソーシャルメディア分析  [オキサイム]	ソーシャルメディアにおける書き込みを分析し、主要な指標を基に、ブランドのパフォーマンスを定期的に調査し、ブランドを動かしているものを理解するためのサービスです。顧客/ブランドとの関係性を深く理解するツールを使って診断します。
ビッグデータ（注6）分析 （Dashboard）	ビッグデータ分析は、ユーザーにとって利便性が高いインターフェースを設計し、顧客のKPI（注7）管理に有益なインサイトの抽出をサポートいたします。

### （注）1. デジタル・マーケティング及びデジタル・マーケティング・ソリューション

「デジタル・マーケティング」とは、デジタルデータやデジタル施策を使ったマーケティング活動の総称であり、広告のプリテスト、様々なメディア・媒体における広告効果測定、ソーシャルメディア分析等を意味します。また、当社では、デジタル・マーケティングのみを対象とするソリューションであること、デジタル・メディア、ウェブサイトその他のデジタル媒体のモニタリング又は分析を行うものであること、非サーベイデータであるデジタルデータ又はソーシャルデータを活用するものであること、顧客に対する納品が、Dashboard等の高付加価値のデジタル形式で行われること、のいずれかに該当するマーケティング・リサーチ・ソリューションを、「デジタル・マーケティング・ソリューション」に分類しております。

### 2. インサイト

消費者の行動や思惑、それらの背景にある意識構造を見抜くことによって得られる「購買意欲の核心」を意味します。

### 3. パネル

質問票に対する回答者予備群として会員登録されている様々な属性の調査対象者のこと。個々のリサーチの目的に応じ、パネルの中から、年齢、性別、購買履歴、その他から属性別に回答者を抽出し、本調査の対象者として回答を依頼します。当社ではパネルをバナー広告や友人紹介等の経路からインターネット経由で募集しており、当社ホームページやアプリ等を通じて登録していただくことで、パネルの属性を自社で詳細に把握し、必要に応じてタイムリーに直接コンタクトが可能で約1,000万人の良質な自社パネルをグローバルに保有しております。

### 4. No.1の市場シェア

オンライン・マーケティング・リサーチ市場シェア＝マクロミル単体及び電通マクロミルインサイトのオンライン・マーケティング・リサーチに係る売上高（2016年12月末時点の12ヶ月換算(LTM)数値）÷日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)によって推計された日本のMR業界市場規模・アドホック調査のうちインターネット調査分(2016年度分)（出典：日本マーケティング・リサーチ協会 2017年7月14日付第42回経営業務実態調査）

5. DMP

Data Management Platformの略称です。自社保有のデータと外部のデータを組み合わせることで、一元的に管理・分析するためのプラットフォームを指します。

6. ビッグデータ

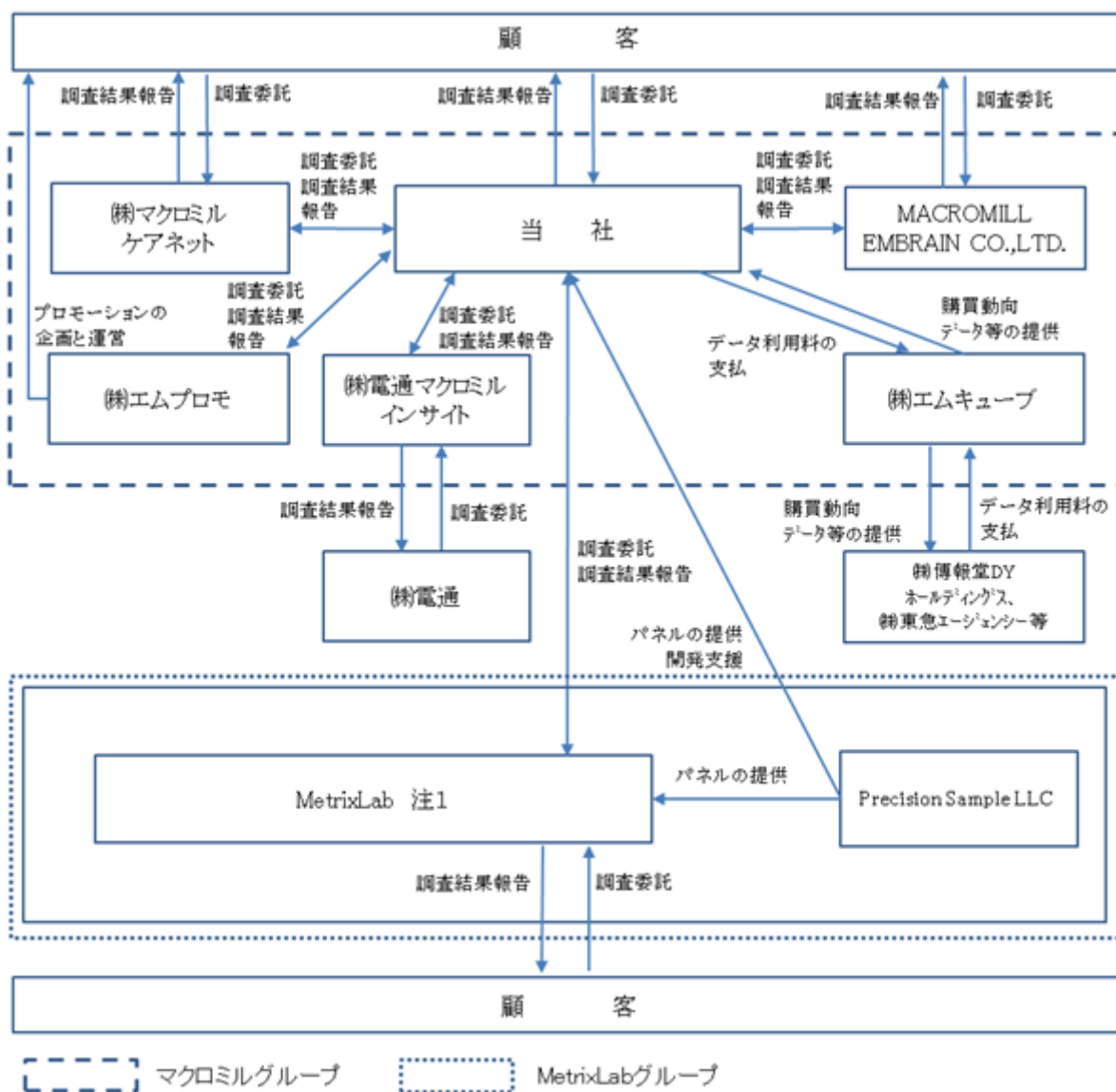
インターネットや公共交通機関、店舗、携帯端末等から発信される位置情報、クレジットカードやポイントカード等の利用履歴、SNS等への書き込み等により蓄積される大量のデータのこと。

7. KPI

Key Performance Indicatorsの略で、クライアントのマーケティング活動において重要と考える指標を意味します。実際には、当社の知見とクライアントの知見を活用して、KPIを設定し、それに関するビッグデータ分析を行っていくことになります。

[ 事業系統図 ]

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



注1 MetrixLabには、Siebold Intermediate B.V.、MetrixLab Holding B.V.、MetrixLab B.V.、MetrixLab Nederland B.V.、MetrixLab UK Ltd.、MetrixLab France SARL、MetrixLab US, Inc.及び明路市場調査（上海）有限公司等が含まれております。

4【関係会社の状況】

2017年6月30日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) Bain Capital Sting Hong Kong Limited (注)2	中国香港	1,301 百万香港ドル	持株会社	30.2	なし
(連結子会社) 株式会社エムキューブ (注)5	東京都港区	400 百万円	消費者調査パネルの構築と運営管理等	73.9	当社への購買動向データ等の提供 役員の兼任(1名)
株式会社エムプロモ	東京都港区	25 百万円	市場調査のノウハウを生かしたプロモーション事業	100.0	役員の兼任(1名) 調査委託 調査結果報告
MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD. (注)5	韓国ソウル市	2,341 百万ウォン	市場調査	51.0	調査委託 調査結果報告
株式会社マクロミルケアネット	東京都港区	45 百万円	市場調査	85.1	調査受託
株式会社電通マクロミルインサイト (注)3、5	東京都中央区	360 百万円	市場調査	52.0	役員の兼任あり(1名) 調査受託
Siebold Intermediate B.V.	オランダ ロッテルダム	1 ユーロ	持株会社	100.0	役員の兼任あり(2名)
MetrixLab Holding B.V.	オランダ ロッテルダム	30 千ユーロ	持株会社	(100.0)	役員の兼任あり(2名)
MetrixLab B.V.	オランダ ロッテルダム	30 千ユーロ	本社機能	(100.0)	なし
MetrixLab Nederland B.V.	オランダ ロッテルダム	18 千ユーロ	市場調査	(100.0)	なし
MetrixLab UK Ltd.	イギリス ロンドン	1 英ポンド	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり(1名)
MetrixLab France SARL (注)5	フランス パリ	1,313 千ユーロ	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり(1名)
MetrixLab US, Inc.	米国 デラウェア州	1 米ドル	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり(1名)
明路市場調査(上海)有限公司 (注)5	中国上海市	11 百万人民元	市場調査	(90.0)	調査委託 調査結果報告 役員の兼任あり(2名)
Precision Sample LLC	米国 コロラド州	65,552 米ドル	市場調査におけるパネル提供	(55.0)	パネル提供委託 開発委託
その他12社					
(持分法適用関連会社) EOlembraim Online Marketing Research Co., Ltd.	台湾台北市	25,108 千台湾ドル	市場調査	(40.0)	なし

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. BAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITEDは、当社の直近上位の親会社でありましたが、2017年3月22日当社株式の東京証券取引所への新規上場に伴う公募による新株発行及び親会社による当社株式の売出しによる所有株式の減少により、当事業年度末においてはその他の関係会社となっております。



3. 株式会社電通マクロミルインサイトについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。2017年6月期に作成されたIFRSに基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりであります。

主要な損益情報等

(1)売上収益	5,946百万円
(2)営業利益	1,173百万円
(3)当期利益	808百万円
(4)資本合計	2,410百万円
(5)総資産額	3,423百万円

4. 議決権の所有割合について、当社の子会社を介して保有する議決権割合については括弧書きを付して記載しております。
5. 特定子会社に該当しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2017年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
マクロミルグループ	1,356 (205)
MetrixLabグループ	534 ( 35)
合計	1,890 (240)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

### (2) 提出会社の状況

2017年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
893(166)	32.3	4.2	5,285,082

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。なお、上記従業員数はマクロミルグループセグメントに含まれております。  
2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの一部の子会社においては、労働組合が組織されております。なお、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度（2016年7月1日～2017年6月30日）における世界経済は、日米欧の金融緩和を背景に景気回復が続き、アジアではインフラ投資拡大に支えられ中国の生産活動が活発化、原油価格の安定による資源国経済の持ち直しがあったものの、米国政権の信頼低下や英国によるEU離脱交渉難航など、将来への見通しが不透明な状況が続いております。一方で、我が国経済においては、IT産業を中心とする輸出の回復や公共投資の増加、個人消費の底堅い推移などにより、将来に向けて緩やかな景気回復基調が続いていると考えます。

このような経済状況の下で、当社グループは、国内外において進むデジタル・トランスフォーメーションの動きと、より多様化する顧客ニーズに対応すべく、マーケティング・リサーチ・サービスのラインナップを拡充しながら、国内事業の安定的成長の追求と海外事業の基盤強化を進めると共に、国内外の両面においてデジタル・マーケティング分野の事業展開の強化に注力してきました。

国内においては、当社単体が前年同期比二桁成長となる過去最高の当期売上収益を記録し、当社グループ全体の業績を牽引すると共に、国内子会社の業績も同様に好推移しました。海外子会社においても、MetrixLab B.V.が過去最高の売上収益を記録すると共に、海外子会社全体では各現地通貨ベースで引き続き売上収益の前年同期比二桁成長が続いており、当社グループ全体の連結売上収益は堅調に伸長しました。

国内の事業状況としては、企業のデジタル・メディアへの広告出稿拡大等を追い風に、重点戦略商品であるデジタル・マーケティング関連商材の販売が、広告代理店及びサービス事業者に対して、非常に好調であったことに加え、近年日本企業の海外進出に伴う事業環境の変化から、グローバル・リサーチ商材の販売が、食料品メーカー、家電メーカーを中心に大きく伸長しました。また海外では特に、グローバル・キー・アカウント（グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングにかかる多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）として、グローバルに営業強化の対象としている企業群のこと）を中心とした企業に対する売上が引き続き、堅調に推移しました。

一方で利益面では、継続的に実施している外注費の抑制や人件費抑制の施策がそれぞれ奏功し、年間を通じて営業利益を押し上げる形となりました。また、2016年3月、2017年3月に実施したリファイナンスによる金利引き下げにより、前年同期比で支払利息を中心とした金融費用が大きく減少し、当期利益の増加に寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は35,514百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益6,825百万円（同19.1%増）、税引前期利益5,882百万円（同43.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,706百万円（同30.8%増）となりました。

セグメント業績は以下のとおりです。

#### （マクロミルグループ）

マクロミルグループにつきましては、当社単体、国内子会社及び、一部海外子会社、いずれの業績も好調に推移しました。

当社単体を筆頭に売上が大きく伸長したことに加え、適切なコストコントロールを行うことで、グループ全体の売上、営業利益の拡大を実現しております。

以上の結果、当連結会計年度の外部顧客に対する売上収益は28,517百万円（前年同期比10.5%増）、営業利益は6,067百万円（同16.3%増）となりました。

#### （MetrixLabグループ）

MetrixLabグループにつきましては、引き続き売上拡大の勢いを維持しており、グローバルなFMCG企業を中心とするグローバル・キー・アカウントへの販売や、デジタル・マーケティング商材がこれを大きく牽引しています。費用面においては、欧米におけるオペレーションの生産性改善が続いており、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、当連結会計年度の外部顧客に対する売上収益は現地通貨ベースでは引き続き前年同期比二桁成長が続いていますが、円貨ベースでは6,997百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は758百万円（同48.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,322百万円増加し、8,447百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、5,733百万円（前期比1,068百万円増）となりました。

これは主に、税引前利益5,882百万円、減価償却費及び償却費871百万円がありました。利息の支払額1,120百万円等があったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、1,348百万円（前期比1,415百万円増）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出422百万円、無形資産の取得による支出585百万円等があったためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、2,155百万円（前期比3,447百万円減）となりました。

これは主に、新株の発行による収入1,149百万円がありました。長期借入金の返済による支出3,110百万円等があったためです。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

（のれんの償却）

日本基準ではのれんをその効果が発現すると合理的に見積もられる期間にわたり定期的に償却しておりましたが、IFRSでは移行日以降の償却を停止しております。この影響により、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が前連結会計年度は2,346百万円減少、当連結会計年度は2,314百万円減少しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループの事業は受注から納品までの期間が短いため、記載を省略します。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	前年同期比(%)
マクロミルグループ	28,517	110.5
MatrixLabグループ	6,997	104.6
合計	35,514	109.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)		当連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社電通及びその関係会社	5,130	15.8	5,312	15.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。株式会社電通及びその関係会社への売上は主に当社の子会社である株式会社電通マクロミルインサイトにおいて計上しております。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは2014年4月の非公開化後、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築し、M&A等を通じた海外及び国内事業拡大、グローバルな経営執行体制の構築、人的リソースの強化、デジタル・マーケティング事業の拡充等を実現してまいりました。これらの取組みにより、真のグローバル企業へと成長を遂げていくためのプラットフォームが確立されたものと認識しております。

当社グループは現在、世界13ヶ国に拠点を有しており、今後さらにグローバル展開を加速させてゆく方針であります。そのためには事業のコアとなる優秀な人材の獲得、資金調達手段の多様化、情報発信の影響向上等、上場企業となることで達成が期待できる事項が多く存在しております。またグローバルな事業成長を着実に果たすことにより、上場後の投資家の期待に応えていくことが必要であると考えております。

こうした背景のもと現在当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

#### グローバル・キー・アカウントへの集中的営業リソースの投下

当社グループでは、約90ヶ国において年間3,800超の企業に対する取引実績（2017年6月期）を有しておりますが、グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングに係る多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）を、グローバル・キー・アカウントと位置づけ、専門営業チームを組成して対応することで、当該顧客企業グループからのグローバルなマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しております。直近ではシンガポール、オランダ、日本等で当社が強みを持つ地域における顧客との関係を足掛かりに、当該顧客が事業を展開している他の地域で新たに案件を受託する等、グローバル・キー・アカウントからの具体的な事業機会が拡大してきております。

なお、日本市場においては、大口顧客との過去5年間の平均取引継続率が97.0%（注）であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有するなど、極めて強固な関係を構築することに成功しております。当該成功パターンをグローバル・キー・アカウントに移植し、関係強化に努めてまいり所存です。

現状は当社グループの人的リソースの観点から、グローバル・キー・アカウントとして営業強化に取り組んでいる対象顧客は25社程度となっておりますが、今後人材の育成や拠点網の拡充により、より多くのグローバル企業に対して同様の営業攻勢を行っていくことが必要と考えております。

（注）ある事業年度における「取引継続率」とは、直前事業年度における当社での売上高が1,000万円以上の企業のうち、当該事業年度においても取引（金額を問いません。）を継続している企業の割合

#### デジタル・マーケティング事業の拡充

当社グループは、自社の良質なパネル基盤と、長年に亘り蓄積してきた「意識データ」「行動データ」「属性データ」等からなるデータ・ラインアップを活用することで、顧客の広告効果を分析し、その有効性をリアルタイムで把握するシステムを開発しており、これを用いて顧客のマーケティング活動の向上を支援するデジタル・マーケティング事業の展開を加速しております。

広告効果測定の実現に代表されるデジタル・マーケティング事業は、従来、顧客の調査費や広告費の一部を使って実施されていたマーケティング・リサーチの枠組みを超え、一般に顧客にとってより大きな予算が確保されている自社のサービスや製品に係る販促費やマーケティング・プロモーション費用を使うケースも多く、当社にとっては従来の規模を大きく超えた収益機会の提供をもたらすものであるため、その将来性は大きいと考えています。こうした傾向は海外において先行しており、MetrixLabグループセグメントにおけるデジタル・マーケティング事業に係る売上の比率は、2017年6月期において既に36.4%である一方、マクロミルグループセグメントにおける同比率は2014年6月期から2017年6月期において、順に1.1%、2.6%、4.2%、6.2%という水準に過ぎず、今後、大きな成長が期待できると考えております。当社グループでは、このような成長の具体化に向けて、最新のアドテクノロジーの動向や、新たなデバイスの登場、その他技術革新の方向性に幅広く着目し、それらがもたらす顧客ニーズの変化にいち早く対応できるよう、デジタル・マーケティング事業のサービスラインアップの拡充や新サービスの開発、デジタル領域における営業力の強化にも注力してゆく方針です。

#### マクロミル・MetrixLabのグループシナジーの追求とグローバル・カンパニーとしての企業風土の構築

当社グループの事業は大きくマクロミルグループとMetrixLabグループの事業領域から構成され、いずれの事業についてもオンライン・マーケティング・リサーチを行っております。

両事業領域を統合した当社グループは、13ヶ国34拠点において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供し、その事業展開を大きく加速しています。過去5年間の売上収益の年平均成長率は20%で、世界のマーケティング・リサーチ企業の中で最も早い成長を続けています（注）。なお、2017年6月期における当社グループの海外売上高比率は合計28%で、その内訳は北米8%、欧州10%、アジア11%であります。グローバル化を加速する各国の顧客企業への対応力強化のためには、旧所属会社や拠点に固執することなく、それぞれの拠点が密接に連携し最適なソリューション提供を行うことが必要であると認識しております。

当社グループでは“ One-Macromill ”を打ち出し、ブランドを統合し、またソリューションプラットフォームの統合も推進していくことで、顧客と従業員の双方が当社グループのソリューション提供能力をこれまで以上に活用できるように推進してまいりる所存です。

こうした体制整備のためにも、人員の拠点・会社間での相互派遣の強化や当社によるグローバル単位での統括管理体制の強化等を通じ、企業風土のグローバル化を推進してまいります。また、それぞれの旧来からの顧客に対して両グループのソリューションを販売（クロスセル）することで、ソリューション幅の拡大と、顧客との関係強化、ひいては業績拡大を追求してゆく方針です。

（注）出典：ESOMAR Global Market Research 2013/2015/2016。2012年から2014年及び2015年にかけての当社グループの売上収益の年平均成長率(2ヶ年及び3ヶ年CAGR)が、同レポートに掲載されているlargest 25 global marketing research companies の中で最大（但し、ヘルスケアITサービスプロバイダーであるIMS Heathを除きます。）

#### さらなる成長フェーズに向けた事業基盤の強化

拡大するオンライン・マーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。

当社グループは非公開化後、マーケティング・営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでまいりました。具体的には、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、パイプライン管理の強化による潜在案件の見える化、インセンティブ制度の見直しによるセールスのモチベーション向上、案件毎の収益性管理の導入、業務プロセスの一部内製化による外注費の削減、規模の経済を活かしたパネル調達コストの削減交渉推進、ITコストの抜本的見直し等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

今後も売上と利益双方の伸張をバランス良く実現するべく、業務改善を継続してまいります。

#### 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応してゆくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めてゆく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、ダイバーシティの推進、人材教育に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループは、事業展開上のリスクになる可能性があると考えられる主な要因として、以下の記載事項を認識しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と予防に取り組んでおります。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

##### (1) 経済状況等の変動

当社グループは、2017年6月末現在、日本を含む13ヶ国に合計34の拠点を有し、日本を含む13ヶ国において、多様な業種の企業・官公庁を顧客として事業を展開しております。そのため、当社グループが行うマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの需要は、日本国内外の経済状況、各業界の動向、各企業の経営成績やマーケティング予算、広告代理店の広告取扱高の変動等による影響を受ける可能性があります。

特に、当社グループの売上の大部分を占める日本では、消費税率の増加や政府・日本銀行の政策・世界経済の動向等によって、個人消費の減速や企業活動の停滞が発生する可能性があり、当社グループの顧客の商品・サービスの市場規模や活動が縮小し又は停滞する場合には、当社グループのサービスに対する需要が減退する等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 他社との競合

当社グループは、オンライン・マーケティング・リサーチ專業会社として、マーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングに基づくソリューションを提供しておりますが、マーケティング・リサーチ業界においては、最大手であるNielsen Holdings N.V.及びKantar Group等に加え、オンライン・マーケティング・リサーチに特化しているYouGov PLC及びSystem1 Group PLC等、デジタル・マーケティング業界においてはcomScore, Inc.、Criteo S.A.、Acxiom Corporation等、多数の競合他社が国内外に存在しており、各市場において当社グループと競合しております。当社グループの競合他社は、知名度、リサーチの信頼性、営業力、提供するサービスの価格やラインアップ、納期までの期間、ノウハウ、利用可能なパネル数、顧客のニーズへの対応力等の点において当社グループより高い競争力を有する可能性があり、また、当社グループに先駆けてより先進的なサービスや完成度の高いサービスの提供を開始する可能性があります。

さらに、スマートフォンの普及やソーシャルメディアの浸透等に伴うインターネット利用者の拡大等により、例えばシステム開発会社や膨大なビッグデータを保有するソーシャルメディアやインターネット検索サービスを提供する企業によるネット履歴データの分析事業への進出等、新たにオンライン・マーケティング・リサーチ業界に参入する企業が増加しており、また、競合他社が他社との提携や経営統合等を行う場合には、競争が更に激化する可能性もあります。

これらの要因により、当社グループの国内外の市場シェア又は主要顧客ごとのシェアが低下する場合や、業界競争の激化に伴う価格下落圧力等が生じる場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) パネルの維持・拡充

当社グループでは、迅速かつ適切なリサーチを行う上で、多様な属性を有する十分な数のパネルを維持・拡充することが重要であると認識しております。当社グループは、パネルに対して適切なポイント付与を行うこと等により、2017年6月末現在で約90ヶ国において9,000万人以上のパネル（うち当社グループが運営・管理するパネルは約1,000万人です。）を利用可能ですが、今後競合他社による付与ポイント等の魅力の向上、外部パネル提供会社との関係の悪化、提携パネルの利用に係る費用の増加、パネルの獲得方法の変化等によって、当社グループが利用可能なパネルの数や当社グループによる調査へのパネルの参加率が減少し、適切なリサーチを行うために必要なパネルの属性の多様性が失われる場合は、当社グループのサービスの品質が低下する可能性や、顧客の求めるニーズに合ったソリューションを提供できなくなる可能性、また、当社グループが利用可能なパネルを維持・拡充するための費用の増加が生じる可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 広告代理店との関係

日本においては、広告代理店がテレビを中心とする広告市場において重要な役割を果たしており、広告代理店は当社グループを含む外部のマーケティング・リサーチ会社に対して広告効果測定等の調査を依頼することが多くあります。当社グループにおいても、広告代理店からの調査及び広告代理店を経由した調査に係る売上収益が連結売上収益の相当程度を占めているため、広告代理店との良好な関係を構築し、維持・継続することは重要な経営上の課題であり、当社グループは国内の主要な広告代理店の一部と合併会社を運営しております。一方、一部広告代理店の中には、当社グループが提供するサービスと類似のサービスを提供するものもあり、当社グループの事業と競業する場合があります。

したがって、当社グループにおける不祥事等によるブランドイメージや社会的信用の低下、当社グループのサービスの品質低下や競争力の低下、広告代理店の経営方針の転換等により、広告代理店との関係が悪化する場合や合併が解消される場合、広告代理店がマーケティング・リサーチ業務を自社内部で行う比率を高める場合又は広告代理店が顧客に対し当社グループが提供するサービスと類似のサービスを直接提供する場合、広告代理店の広告市場における影響力が弱まる場合、広告代理店の不祥事等により企業から当該広告代理店への発注自体が減少する場合等においては、広告代理店からの当社グループへの発注や紹介が減少することにより、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



( 5 ) デジタル・マーケティング市場の動向

当社グループは、従来のマーケティング・リサーチの枠組みを越え、自ら開発したシステムや自社パネル基盤の活用を通じて顧客の広告効果を分析、その有効性をリアルタイムで把握することで、顧客のマーケティング活動の向上を支援するデジタル・マーケティング事業を、今後のグループの成長の一翼を担う戦略的領域として位置づけております。

デジタル・マーケティング市場の動向は、オンライン広告市場の動向に大きく左右されるものと考えられますが、経済環境、技術水準、インターネット利用者数又は利用率の変化その他の要因によってオンライン広告市場の拡大が予想通りに進まない可能性があります。また、仮にオンライン広告市場の拡大が進んだ場合であっても、それに連動してデジタル・マーケティング事業の拡大も進むとは限らず、顧客のデジタル・マーケティングの需要が予期せず変化する場合や、当社グループが顧客の求める品質のサービスを提供できない場合等においては、デジタル・マーケティング事業の拡大を実現できず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

( 6 ) 新規サービス

オンライン・マーケティング・リサーチ領域は、技術革新及び顧客のニーズの変化に応じて急速に進化を続けているため、当社グループは、かかる変化に対応してオンライン・マーケティング・リサーチ事業の新たなサービス基盤を創出すべく、リサーチ領域における新しいマーケティング・サービスの開発・展開を進めることが重要であると認識しております。

しかしながら、当社グループがかかると顧客ニーズの変化等に適切に対応できない場合や、競合他社が当社グループよりも早くかかる変化に対応したり、新しい技術によって当社グループよりもより安価にサービスの提供ができるようになること等によって当社グループの競争力が低下する場合のほか、新しい技術やサービスによって当社グループの既存のサービスの優位性や先進性が失われ、又は新技術に対応するための費用や競合他社の新規サービスに対抗するための費用が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

( 7 ) 当社が提供する情報の正確性

当社グループのサービスにおいて、顧客に対して提供する情報又は分析の真実性、合理性及び正確性は非常に重要です。

したがって、当社グループが分析のために収集した情報に誤りが含まれていたこと等に起因して顧客に対して不正確な情報を提供する場合や、不正確な情報を提供していると誤認される場合には、当社グループの受注案件数の減少、ブランドイメージや社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求、当社グループのサービスに対する対価の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

( 8 ) 情報漏洩

当社グループでは、パネルに係る情報など、大量の個人情報等を保有しております。また、顧客が計画している新商品・新サービスの情報など、マーケティング・リサーチ業務の過程で必要となる顧客の機密情報等も多く保有しております。

これらの情報に対する外部からの不正アクセスや、社内管理体制の瑕疵、当社グループ従業員の故意又は過失、コンピュータウイルス等による情報漏洩が発生した場合、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下、対応費用の発生、当社に対する損害賠償請求等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、個人情報や機密情報の保護に関する国内外の法令等が改正される場合には、これに対応するためのシステムの改修や業務方法の変更に係る費用等の発生により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

( 9 ) アドホック調査の継続性

当社グループにおけるマーケティング・リサーチは、顧客のブランドや商品・サービス等、特定のマーケティング上の課題の解決などに用いられ、データの回収・集計・分析等の調査プロセスが1回限りで完結する、いわゆる「アドホック調査」が中心となっております。実際には、アドホック調査の依頼の大部分が、調査データの継続性等の観点から複数年に亘る継続的な調査の依頼に至るものの、取引の継続性が契約により保証されているわけではないため、当社グループの顧客の多くは、個別の案件ごとに複数のリサーチ業者から発注先のマーケティング・リサーチ会社を選択することや、発注先を当社グループ以外の競合他社に切り換えることも可能です。

したがって、当社グループの将来的な売上収益を正確に予想することが困難である場合があるほか、当社グループにおける不祥事等によってブランドイメージや社会的信用が低下し、又は当社グループのサービスの品質が低下する場合に、当社グループのアドホック調査に係る受注が減少し、又は既存の顧客からの継続的な依頼が打ち切られること等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) AIRsを利用したサービスへの依存

当社グループは、提供するサービスの多くにおいて、当社の基幹システムであるAIRsを利用しております。AIRsを利用した自動調査は、オンライン・マーケティング・リサーチ工程の大部分を機械的に処理して高い作業効率を維持できることから、現時点において当社グループの売上及び利益に大きく貢献しております。

近時においては、クライアントニーズの多様化を受け、海外調査や定性調査等の自動調査以外のサービスに係る売上収益が増加する傾向にあります。この結果、AIRsを利用して行う自動調査に係る売上収益も増加しているにもかかわらず、その売上収益が当社グループ全体の売上収益に占める比率は相対的に減少する傾向にあります。しかしながら、当社グループは自動調査以外のサービスにおいてもAIRsを利用することが多いため、AIRsへの依存は今後も比較的高い水準で推移する見込みです。

したがって、システム障害等の発生によりAIRsへの信頼性が低下する場合、AIRsに関するシステムの適時の標準化、最適化、更新、改修等を行えない場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、今後顧客ニーズやインターネット利用者数又は利用率の変化等により自動調査への需要が減少した場合に、当社グループが自動調査以外のサービスで十分な収益を得られない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) システム開発

当社グループがサービスの品質を更に高め、マーケティング・リサーチ業界における競争力を維持・向上させるためには、技術革新や競争環境の変化に応じ、システムに関する投資を積極的かつ継続的に行っていく必要があると認識しております。システム開発の遅延・失敗やトラブル発生等により開発コストの増大や営業機会の逸失が発生する場合、システム開発に想定以上の費用又は時間が必要となった場合、システム開発に必要な技術者等を確保できない場合、開発したシステムによって想定通りの効果や効率化等が図られなかった場合、開発したシステムを適時に更新できない場合、既存システムを新システムに適合させるための追加費用が発生する場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) システム障害

当社グループは、マーケティング・リサーチ業務の過程で、情報の収集、分析、保管、加工等のために情報システムやインターネット等を利用しています。

そのため、自然災害、火災や停電等の事故、プログラムやハードの不具合、コンピュータウイルスやハッカー攻撃、外部からの不正アクセス等により、システム障害が発生した場合、当社グループの業務やサービス提供の停止、重要なデータの喪失、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下、対応費用の発生、当社グループのサービスに対する対価の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 中期経営計画

当社が策定した中期経営計画では、国内事業の安定的な成長の継続、海外における事業拡大と成長の加速、デジタル・マーケティング事業の成長の核への発展、事業運営の更なる最適化を通じた収益性向上、M&A・提携等を通じた更なる非有機的成長の追求の各施策を推し進め、更なる成長と収益性の向上を目指すこととしております。

しかし、これらの施策の実施については、マーケティング・リサーチ市場又はデジタル・マーケティング市場が拡大しないリスク、他社との競合等により当社グループが国内外のシェアを拡大できないリスク、MetrixLabグループとのシナジーが想定通りに得られないリスク、優秀な従業員を確保できないリスク、販売戦略やコスト削減策、成長戦略等が奏功しないリスク、技術革新等に対応できない、又は対応に多額の費用等を要するリスク等、多数のリスク要因が内在しているため、実施が困難となる可能性や、当社グループにとって当該施策が有効でなくなる可能性があります。また、かかる中期経営計画を作成するにあたって前提としている多くの前提が想定通りとならない場合等には、当該計画における目標を達成できない可能性もあります。更に、当社グループが正確に認識又は分析していない要因又は効果により、当該計画の施策がかえって当社グループの競争力を阻害する可能性もあります。これらの結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (14) 固定費

当社グループにおいては、その事業の特性上、人件費、賃借料及びシステム運用管理費など、当社グループの売上収益に拘わらず固定的に発生する費用が当社グループの費用の相当程度を占めています。その結果、当社グループの限界利益率は高く、特段の事象が発生しない限り、損益分岐点を越えた以降は売上の成長よりも高い利益成長を享受できる収益構造になっているものと認識しております。他方、当社グループの売上高が何らかの理由により大幅に減少する場合等には、当該減少に比して費用の減少が生じにくく、当社グループの経営成績に相対的に大きな影響を与える可能性があります。

## (15) 人材の確保及び育成

当社グループが今後も顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続け、事業の拡大を図るためには、マーケティング・リサーチの高い技能やノウハウ等を有し、顧客の業界にも精通した優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが重要と考えております。

しかしながら、かかる優秀な人材はマーケティング・リサーチ業界のみならず多くの業界において需要が高いため、今後人材採用競争の激化等の要因により、期待する資質を有する人材や優秀な人材を確保できない場

合や、採用等に係るコストや人件費が増加する場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (16) 知的財産権

当社グループの事業分野における他社の知的財産権の保有や登録等の状況を完全に把握することは困難であり、当社グループが意図せず第三者の特許権等を侵害する可能性や、今後当社グループの事業分野において第三者の特許権等が新たに成立し、当社グループを当事者とする知的財産権の帰属等に関する紛争が生じたり、当社グループが知的財産権の侵害等に関する損害賠償や使用差止等の請求を受けたりする可能性があります。

また、当社グループが第三者と提携や合併等を行うことにより、当該第三者が締結している契約に基づく知的財産権に係る制約を受けたり、第三者に対する新たな対価支払いを強いられりする可能性もあります。

これらの結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) 海外事業

当社グループの海外事業の展開にあたっては、各国の経済情勢及び政治情勢の悪化、法律・規則、税制、外資規制等の差異及び変更、商慣習や文化の相違、自然災害や感染症の発生等の可能性があり、これらの要因により特定の国での事業の遂行及び推進が困難になる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (18) 為替相場の変動

当社グループは多数の海外拠点を有し、取引先及び取引地域も世界各地にわたっているため、外貨建てで取引されているサービス等のコスト及び価格のほか、企業買収等の対価が外貨建てとなる場合は、直接的又は間接的に為替の影響を受けます。

また、当社グループの海外子会社では、ユーロ、米ドル、ポンド、ウォン等日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しており、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され円建てで連結財務諸表に記載されるため、為替相場の変動により当社グループの海外子会社が所在する国の通貨の日本円に対する価値が著しく変動する場合、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加えて、当社又はその国内子会社の保有又は負担する外貨建の金銭債権又は金銭債務は連結財務諸表の作成時において日本円に換算されますが、当社は本書提出日現在、相当額の米ドル建ての借入金を負担しているため、上記の当社の海外子会社の資産・負債等の円換算による影響以上に、米ドルの日本円に対する為替の変動による影響を受け、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

当社グループでは、これらの影響の一部を最小限におさえるべく、適宜為替予約等によるヘッジを行っておりますが、かかるヘッジにより為替相場の変動に係るリスクを全部又は完全に回避できるわけでないため、為替相場の変動状況によっては、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (19) 企業買収、戦略的提携等

当社グループは、事業拡大の手段の一つとして企業買収や戦略的提携を積極的に推進しております。これらの企業買収や戦略的提携は、システム等の統合上の問題の発生、事業上の問題の発生、買収先企業における人材の流出等により実施又は維持できなくなる可能性や、当初期待した成果をあげられない可能性があるほか、当社グループが実施した買収に伴い発生するのれんについて国際会計基準（IFRS）に従い減損損失を計上する可能性があり、これらによって当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (20) のれんの減損

当社グループは、2017年6月末現在、連結財政状態計算書にのれんを46,067百万円計上しており、のれんは連結総資産の65.1%を占めています。当該のれんの内訳は、マクロミルグループが、38,815百万円、MetrixLabグループが7,252百万円であります。また、当社グループが今後M&A等を実施した場合に、新たなのれんを計上する可能性もあります。

当社グループの連結財務諸表はIFRSを採用しておりますので、これらののれんは非償却性資産であり毎期の定期的な償却は発生しませんが、今後いずれかの事業収益性が低下した場合等には減損損失が発生し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (21) 顧客志向の変化

昨今、国内外を問わず、新たなテクノロジーの登場やサービスの進化等により、顧客を取り巻く事業環境が変化し、これを受けて顧客のニーズが変化するという状況が続いています。これに対応するため、当社グループもまた、サービス内容の素早い進化や変化が求められています。具体的には、例えば、単一のサーベイデータに基づく調査よりも、モバイル、ソーシャルメディア、行動データ、ビッグデータなど、複数のデータソースに基づく調査を求められる傾向が強まっていること、単なるデータ提供に留まらずインサイトの抽出・分析等にも重点を置いたサービス提供を求められる傾向が強まっていること、今まで以上にリアルタイムでの効果測定や有効性の把握が求められるようになってきていること等が挙げられます。また、多国籍企業の顧客を中心として、よりグローバルなサービスを提供するリサーチ会社を好む傾向も強まっております。

今後も顧客のニーズは変化し続けることが予想されますが、かかる変化により当社グループが提供するサービスの需要が低下する場合や、ニーズの変化への対応に必要なサービス内容等の変更や新規サービスの開発等が成功せず、顧客の要求水準や要求内容に見合うサービスを提供できない場合、また、当社グループが顧客の

ニーズの変化を適切に把握できない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (22) 季節変動

当社グループの顧客では、新商品販売のタイミングが各四半期末に、また、広告宣伝予算の消化が各顧客の主な決算期末である3月（海外の顧客については主に12月）に偏る傾向があり、当社グループの売上高も当該時期に高くなる傾向があります。

このため、かかる時期において当社グループの経営成績が不調となる場合には、当社グループの通期の経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### (23) 多額の借入金、金利の変動及び財務制限条項への抵触

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入れを行っており、2017年6月期末時点での総資産額に占める有利子負債額は55.8%となっております。当該借入金の大部分は、元本が変動金利となっているため、市場金利が上昇する場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、かかる契約の約定に基づく既存の借入れがあることから、新たな借入れ又は借換えが制約される可能性や、必要な運転資金等を確保できず景気の下降に脆弱となる可能性、財務的信用力が当社グループよりも強い競合他社と比較して競争力が劣る可能性があります。

さらに、当社グループが締結している借入契約の中には、財務制限条項が付されているものがあります。かかる財務制限条項については、純資産維持及び利益維持に関する数値基準が設けられており、これに抵触する場合、貸付人の請求があれば当該契約上の期限の利益を失うため、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となります。万が一何らかの事象によって当該財務制限条項への抵触が生じる場合は、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があるとともに、かかる資金の確保ができない場合は、当社グループの他の借入についても期限の利益を喪失することが予測され、当社グループの存続に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、財務制限条項は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記16.借入金」に記載しております。

#### (24) ベインキャピタルグループとの関係

当社は、グローバルプライベート・エクイティファームである、ベインキャピタルグループに属するBain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドからの出資を受けており、本書提出日現在において、同ファンドは当社発行済株式総数の30.2%を保有しております。また、当社の社外取締役であるデイビッド・グロスロー及び取締役である西直史の2名がベインキャピタルグループから派遣されております。

ベインキャピタルグループの今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ベインキャピタルグループが今後も相当数の当社株式を保有し続けたり、又は当社株式を買い増したりする場合には、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (25) 自然災害等

大規模な地震・風水害・津波・大雪・新型インフルエンザ等の感染症の大流行等が発生した場合、当社グループの本社建物や設備等が被災し、又は従業員の出勤や業務遂行に支障が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、これらの自然災害等により、当社グループの業務に必要なシステムやインターネット等のネットワーク環境が使用できなくなる場合、当社グループの業務遂行等が極めて困難となる結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害等によって当社グループの顧客に被害等が生じる場合や、経済状況等の低迷が発生する場合にも、当社グループの受注案件数の減少等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (26) 訴訟その他の法的手続

当社グループは、その事業の過程で、各種契約違反や労働問題、知的財産権に関する問題、情報漏洩等に関する問題等に関し、顧客、取引先、従業員、競合他社等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。当社グループが訴訟その他の法的手続の当事者となり、当社グループに対する敗訴判決が言い渡される又は当社グループにとって不利な内容の和解がなされる場合、当社グループの事業、経営成績、財政状態、評判及び信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (27) 財務報告に係る内部統制

当社グループでは、財務報告の信頼性に係る内部統制の構築及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度の運用により、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制を構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しない場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生する場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (株主間契約)

契約の相手方の名称	合併会社の名称	契約の目的	契約締結日	契約終了日
株式会社博報堂DYホールディングス、株式会社東急エージェンシー	株式会社エムキューブ	株式会社エムキューブに出資し、3社が協働して新会社を支援することによりQPR <sup>TM</sup> に関する事業を遂行し、3社それぞれの事業分野における収益機会の拡大を図ることを目的としております。	2010年12月27日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで
株式会社電通	株式会社電通マクロミルインサイト	互いに協力しながら、それぞれが有する経営資源及びノウハウを可能な限り活用及び提供し、株式会社電通マーケティングインサイト（現株式会社電通マクロミルインサイト）の収益及び利益を確保及び増大することを目的としております。	2013年12月6日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで
株式会社ケアネット	株式会社マクロミルケアネット	合併会社を共同設立し、互いに協力しながら、それぞれが有する経営資源及びノウハウを可能な限り活用及び提供し、合併会社の収益及び利益の確保及び増大することを目的としております。	2014年12月16日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで

### (Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約)

当社は2014年9月にBain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約を締結しておりましたが、当社の新規株式公開により2017年3月22日付で契約は終了しております。主な契約内容は以下のとおりであります。

#### 1. 契約期間

自 2014年2月10日 至 2024年12月31日 以後は1年間の自動更新となります。ただし、当社の新規株式公開又は支配権変更の場合には即時終了となります。

#### 2. 契約の内容

資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約

#### 3. 報酬の内容

年間1億円のPeriodic Feeを4分割で毎四半期期初に支払うこととなっております。新規株式公開又は支配権変更による即時終了の場合、その時点で有効な契約期間満了までの残額を現在価値に引き直した額を一括で支払うこととなっております。ただし、2017年1月25日付の変更契約により、当社が2017年4月30日までに取引所における新規株式公開を行った場合には、当社は2017年6月30日に3億円をBain Capital Private Equity, LPに対して支払うものと変更されております。

(株式会社みずほ銀行との借入契約の締結)

当社は、2017年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。これは2016年3月24日に締結した契約を、新規株式公開に伴い切り替えたものであります。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先

契約の相手先は株式会社みずほ銀行となりますが、株式会社みずほ銀行から貸付債権を株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社東京スター銀行、株式会社新生銀行、株式会社りそな銀行、日本生命保険相互会社及び株式会社静岡銀行へ譲渡しております。

2. 借入金額

貸付A：29,298百万円

貸付B：46,962千ユーロ

貸付C：42,265千米ドル

3. 金利

貸付A：日本円TIBOR + 年率0.55%

貸付B：ユーロLIBOR + 年率1.25%

貸付C：米ドルLIBOR + 年率1.35%

4. 返済期限

貸付A、B、C：最終2022年3月末

5. 主な借入人の義務

(ア) 借入人の決算書等を定期的に提出すること

(イ) 財務制限条項を遵守すること(なお、財務制限条項の主な内容は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記16. 借入金」に記載しております。)

(ウ) 事前承諾なく会社法上の組織変更等を実施しないこと

(エ) 事前承諾なく事業等の全部もしくは一部を第三者へ譲渡すること

(オ) 事前承諾なく担保提供等を実施しないこと

(株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約(15億円)の締結)

当社は2017年3月31日に株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先

契約の相手先は株式会社みずほ銀行となりますが、貸付債権及び契約上の地位の一部を株式会社みずほ銀行から株式会社三菱東京UFJ銀行へ譲渡しております。

2. 貸付極度額

1,500百万円

3. 実行時金利

日本円：日本円TIBOR + 年率0.6%

ユーロ：ユーロLIBOR + 年率1.0%

米ドル：米ドルLIBOR + 年率1.2%

4. コミットメント期限

2020年3月末

5. コミットメントフィー料率

年率0.5%

6. 資金用途

運転資金

7. 主な借入人の義務

同上

(株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約(30億円)の締結)

当社は2017年3月31日に株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 貸付極度額

3,000百万円

2. 実行時金利

日本円：日本円TIBOR + 年率0.6%

ユーロ：ユーロLIBOR + 年率1.0%

米ドル：米ドルLIBOR + 年率1.2%

3. コミットメント期限

2020年3月末

4. コミットメントフィー料率

年率0.5%

5. 資金用途

契約上許容される買収に係る買収資金等

6. 主な借入人の義務

同上

## 6【研究開発活動】

当社グループは、多様化する顧客ニーズへの対応や同業他社に対する比較優位を保つために積極的に新サービスの開発及び既存サービス改良のための活動を行っております。こうした開発及び活動に係る費用は、第一に、ソフトウェア等の無形固定資産に対する設備投資として資産化され使用期間にわたって償却されるかたちで費用認識されるもの、第二に、単年度における研究開発活動費として費用認識されるもの、加えて第三に、そうした開発及び活動に係る人員の人件費として費用認識されるものの三つで構成されますが、当社グループでは、それらのバランスを取りながら新サービスの開発及び既存サービスの改良を進めております。

このうち、第二の構成要素に当たる当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発活動費は、21百万円であり、セグメント別にみた研究開発活動の内容は以下のとおりです。

### 研究の目的

多様化する顧客ニーズに対応し、その課題を解決するためのサービス（リサーチ手段、ソリューションパッケージ等）の開発及び改良と新しい価値創造をお客様に提供することを目的とします。

### 主要課題

オンラインによる自動調査の業務範囲拡大と機能強化とデジタル・マーケティングを加速させる顧客ニーズを踏まえた新たなサービスラインアップの拡充です。今後は、MetrixLab Nederland B.V.のロッテルダム本社を新たなサービスを開発する中心拠点としてグループ一体で開発活動を行い、各事業拠点への展開を図っていく方針です。

### 研究体制

（マクロミルグループ）

主にR&D本部、モバイル・リサーチシステムプロダクト開発部及びデジタル・マーケティングプロダクト開発部で新サービスの開発及び既存サービスの改良を行っております。

（MetrixLabグループ）

主にMetrixLab Nederland B.V.のロッテルダム本社において新サービスの開発及び既存サービスの改良を行っております。

### 研究成果

開発活動の成果として、ITを駆使した革新的なマーケティング・リサーチ・ツールを開発してサービス提供しており、オンライン・マーケティング・リサーチとデジタル・マーケティングを軸とした顧客の様々な課題に応じた多様なリサーチ手段、ソリューションパッケージを保有しております。また、一部の成果については特許権を取得しております。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、決算日における財政状態、報告期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える見積り・予測を必要としております。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り・予測の評価を実施しております。なお、重要な会計方針及び見積りの詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記「3. 重要な会計方針」及び「4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりであります。

### (2)財政状態の分析

#### 資産

当連結会計年度の資産につきましては、70,815百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,251百万円増加いたしました。これは主に、現金及び現金同等物の増加2,322百万円、為替変動の影響等によるのれんの増加776百万円及びその他の無形資産の増加561百万円等があったためです。

#### 負債

負債につきましては、48,463百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,453百万円減少しております。これは主に、未払法人所得税等の増加625百万円がありました。借入金の減少2,356百万円等の減少要因があったためです。また、結果として当連結会計年度末時点の純有利子負債/調整後EBITDA比率は3.6倍まで低下しています。

#### 資本

資本につきましては、22,352百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,704百万円増加いたしました。これは主に、当期利益4,210百万円の発生及び新株の発行1,149百万円等があったためです。

### (3)経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、前記「1 業績等の概要 (1)業績」を参照ください。

### (4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、前記「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」を参照ください。

### (5)経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前記「4 事業等のリスク」をご参照ください。

### (6)経営戦略の現状と見通し

当社グループがオンライン・マーケティング・リサーチ業界のリーディングカンパニーとして、「利便性が高く、より早く、そして安く」クライアント企業へアウトプットを提供し続けることは、当社の競争優位性、高収益基盤を維持するために不可欠です。その実現のため、当社は次に掲げる経営戦略を柱としています。なお、これらは前記「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に掲げる課題に中長期的に取り組んで行くための戦略であります。

#### 国内事業の安定的な成長の継続

これまで当社グループが培ってきた国内最大規模のオンライン・パネル・ネットワーク、調査品質、及びクライアント企業からの信頼は当社グループの競争力の源泉であり、これらを基礎として、今後も市場成長率を上回る成長を目指してまいります。そのため、これらの営業資産の更なる活用に加え、ITを活用した従来型の調査手法の代替・補完、スマートフォンやタブレット端末への対応などを加速させるとともに、調査の品質や対応速度の更なる向上を推進してまいります。

(参考情報)

当社の2016年6月期及び2017年6月期における売上高10百万円超の国内のクライアント数の推移は以下のとおりであります。

決算期	2016年 6月期	2017年 6月期	対前年同期比 増減率
売上高10百万円超の 国内のクライアント数	286	317	+10.8%

海外における事業拡大と成長の加速

MatrixLabグループとの経営統合によって、当社グループは欧州、米国、アジアの広範な国と地域に拠点、クライアントベース及びパネル・ネットワークを有することとなっております。これらのグローバルネットワークを最大限活用しつつ、当該経営統合以降進められてきた、グループシナジーの創出を引き続き実施していきます。

(参考情報)

当社グループの2016年6月期及び2017年6月期におけるエリア別の売上高実績、対前年同期比増減率及び換算に使用した主要な為替レートは以下のとおりであります。

(エリア別売上高)

決算期	2016年 6月期	2017年 6月期	対前年同期比 増減率
(単位：百万円)			
日本	23,348	25,667	+9.9%
海外	9,294	10,025	+7.9%
相殺消去	138	178	-
合計	32,504	35,514	+9.3%

(主要な為替レート)

決算期	2016年 6月期	2017年 6月期	増減率
JPY/EUR (円)	129.5	118.9	8.1%
JPY/USD (円)	116.8	109.1	6.6%
JPY/KRW (円)	0.100	0.096	4.0%

デジタル・マーケティング事業の成長ドライバー(牽引役)への発展

当社グループは、デジタル・マーケティング事業を、今後のグループ成長の一翼を担う重要な戦略的領域として位置づけております。具体的には、スマートフォンやタブレット端末を含む様々なモバイルデバイスにおける行動データの取得範囲を拡大しながら、アンケートで取得するデータと組み合わせることで、クライアントに対して更に価値のあるインサイトをより分かりやすい形で提供してまいります。

(参考情報)

当社グループの2016年6月期及び2017年6月期におけるデジタル・マーケティング事業の売上高実績及び主要な商品の売上指数は以下のとおりであります。

(デジタル・マーケティング事業の売上高)

決算期	2016年 6月期	2017年 6月期	対前年同期比 増減率
(単位：百万円)			
デジタル・マーケティング売上高	3,158	4,392	+39.0%

## (主要な商品の売上指数)

決算期	2016年 6月期	2017年 6月期	対前年同期比 増減率
マクロミルグループ			
DMP Solution	1.59	4.11	+159.2%
AccessMill	7.40	10.67	+41.9%
MetrixLabグループ			
CE	1.36	2.92	+115.0%
ACT COPY	3.35	4.53	+35.2%

主要な商品の売上指数は、2015年6月期の第1四半期のAccess Millの売上高を1とした場合の各期における各商品の売上高を倍率化した数値であります。

## 事業運営の更なる最適化を通じた収益性向上

事業の各プロセスにおける効率性強化や最適化に向けた活動、適切な行動管理指標（KPI）を通じた経営改善をグループ内で引き続き徹底してまいります。

## M&amp;A・提携等を活用した非有機的な成長の追求

当社グループは、これまでも株式会社電通マクロミルインサイト、MetrixLabグループ等のM&A・提携等も活用しながら非有機的な成長を実現してまいりましたが、今後も更なる飛躍を目指し、既存のM&A・提携等に係るシナジーの深化を図ると共に、継続して新規のM&A・提携等の機会も模索してまいります。こうした取り組みを通じて、新規顧客の開拓、グローバル及び業界特化のパネル基盤拡大、サービスの拡充、優秀な人材の確保、クロスセルを追求することが可能だと考えます。

以上に掲げる経営戦略を推進することで、当社グループはグローバルなマーケティング・リサーチ市場において売上高上位10社に入るだけでなく、更なる競争優位性の確保、高収益基盤の拡充の実現を目指す方針です。

## (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、国内マーケティング・リサーチ業界の拡大に伴い、競争が激化するなか、M&Aを通じた海外展開及びそれを支える経営基盤の確立が必要との認識のもと、2014年4月に非公開化を行い、オランダ法人MetrixLab Holding B.V.の完全子会社化やグローバルマネジメントの獲得等により、グローバル企業としてのプラットフォームを確立してまいりました。今後の方針としては、グローバル展開の一層の加速化を目指し、MetrixLabグループとのグループシナジーの追求、デジタル・マーケティング等のサービスラインアップの拡充、それらを支える人材の育成と採用、有利子負債の返済等による健全な財務基盤の確立等に注力してまいります。具体的には、前記「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

## (8) 当社グループの事業の特徴と強みについて

当社グループの営むマーケティング・リサーチ事業とデジタル・マーケティング事業を包括した当社グループの特徴と強みは以下のとおりと認識しております。（当社グループのこれらの特徴と強みに関するリスクについては、前記「4 事業等のリスク」をあわせてご参照ください。）

## [成長性]

当社グループは、グローバルなマーケティング・リサーチ企業の中で、最も早い成長を続けています（1）。過去5年間（2012年6月期から2017年6月期まで）における当社グループの売上収益の年平均成長率は20%となっておりますが、これはオーガニックな成長（内部資源を活用した有機的な成長）とノン・オーガニックな成長（M&A等を活用した非有機的な成長）の両輪で実現しています。オーガニックな成長は、日本、世界ともに成長を続ける市場（2）の中で、先に述べたような大規模・良質なパネル、世界でシームレスに展開する営業・リサーチ体制、業界をリードするワンストップ・ソリューション・ポートフォリオ等の競争優位性を強化することや、国内を中心とする当社グループの既存顧客に対して、買収したMetrixLabグループの強みである次世代のデジタル・マーケティング・ソリューション（3）を提供する事等により実現してきました。ノン・オーガニックな成長は、MetrixLabグループの買収、大手広告代理店との合併会社の設立、EMBRAIN CO.,LTD.（現MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.）の買収等を通じ実現してきました。マーケティング・リサーチ事業の海外事業の展開に係る基盤の整理は既にある程度の目途がついたと考えておりますが、その周辺

領域を中心に、今後も継続してノン・オーガニックな成長も追求すべく、中長期的な視点からM&Aのテーマを設定し、国内外に及ぶグループネットワークを駆使して戦略的・経済的に合理的なM&A案件の発掘を積極的に行っています。

- ( 1 ) グローバルなマーケティング・リサーチ企業の中で最も早い成長：出典：ESOMAR Global Market Research 2013/2015/2016。2012年から2014年及び2015年にかけての当社グループの売上収益の年平均成長率(2ヶ年及び3ヶ年CAGR)が、同レポートに掲載されているlargest 25 global marketing research companiesの中で最大です(但し、ヘルスケアITサービスプロバイダーであるIMS Healthを除きます。)
- ( 2 ) 日本、世界ともに成長を続ける市場：日本におけるオンライン・マーケティング・リサーチ市場の2010年から2016年にかけての年平均成長率は7%(日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)による。)、グローバルなオンライン・マーケティング・リサーチ市場の2010年から2015年にかけての年平均成長率は11%(ESOMAR - Global Market Researchによる。)、日本を含むグローバルなデジタル広告市場の2015年から2020年にかけての予想年平均成長率は15.7%(eMarketer - Worldwide Ad Spendingによる。)とされております。
- ( 3 ) MetrixLabグループの強みである次世代のデジタル・マーケティング・ソリューション：MetrixLabは、広告プリテストや、広告効果測定、ソーシャルメディア解析、ダッシュボード等の次世代型のデジタル・マーケティング・ソリューションの開発と販売を積極的に進めております。その結果、MetrixLabグループセグメントの売上高に占めるデジタル・マーケティング・ソリューション事業の割合は2017年6月期において36.4%に達しております。

#### [収益性]

当社グループは、大手マーケティング・リサーチ会社の中でトップクラスの収益性を誇っており( 1 )、2017年6月期には調整後EBITDAの対売上収益比率24.0%を達成しました(調整後EBITDA及びその対売上収益比率の算出方法等の詳細については、後記の(参考情報)をご参照ください。)。これは、主として、効率の良いオペレーション、規模を生かした調達力、戦略的なプライシングによって実現しています。このうち、オペレーション効率の面では、業務の標準化・効率化、先端テクノロジーを駆使した自動化、人材の育成・高付加価値化を通じて、大手マーケティング・リサーチ会社の中では最も高い従業員一人当たり売上高を達成していると認識しております( 2 )。次に調達力の面では、グローバルに大規模な事業展開を行っている市場ポジショニングを活かし、提携パネルの調達や業務の外注において当社グループに有利な条件での取引を行っています。最後にプライシングの面では、新たな付加価値の高いソリューションを開発することでより収益性の高い価格設定を実現すると共に、戦略的・組織的な価格コントロールの推進を通じて、顧客への提供価値や競争優位性に応じた適切な対価を頂くことに成功しています。こうした高い収益力、ひいては高いキャッシュ・フロー創出力が、次の成長に必要な戦略的な投資余力を生み出すことに繋がっていると考えております。

- ( 1 ) 大手マーケティング・リサーチ会社の中でトップクラスの収益性：当社と国内外の主要なマーケティング・リサーチ企業(Nielsen Holdings N.V. (以下「Nielsen」という。)(Buyセグメント)、GfK SE (以下「GfK」という。)、Ipsos SA (以下「Ipsos」という。)、株式会社インテージホールディングス(以下「インテージ」という。)、株式会社クロス・マーケティンググループ(以下「クロスマーケティング」という。))の直近決算期におけるEBITDAマージンを比較した場合、当社が最も高い状況にあるとの理解です。
- ( 2 ) 大手マーケティング・リサーチ会社の中では最も高い従業員一人当たり売上高：当社と国内外の主要なマーケティング・リサーチ企業(Nielsen、GfK、Ipsos、インテージ、クロスマーケティング)の直近決算期における従業員一人当たり売上高を比較した場合、当社が最も高い状況にあるとの理解です。

#### [顧客基盤の安定性]

当社グループは、世界中で多様な顧客基盤を有する上に、各顧客との高い取引継続率を誇っており、結果として安定性の高い事業構造を構築しております。このうち顧客基盤の多様性については、グローバル・ブランドの上位25社のうち約65%が当社グループの顧客である( 1 )他、こうした超大手企業にとどまらず、世界90カ国以上において年間3,800超の企業との取引実績を有しています(2017年6月期)。また取引の継続性については、例えば日本市場における大口顧客との過去5年間の平均取引継続率が97.0%( 2 )、海外市場における大口顧客との過去2年間の平均取引継続率が94.9%( 3 )という高い水準を達成しています。これは、顧客とパネルの両面から、構造的に実現されていると考えております。すなわち、まず当社グループが顧客の課題の明確化と解決策の立案に携わることで、顧客と顧客の業界に対する理解がさらに深まり、当該顧客及びその業界に属する他の顧客に対して、より高付加価値なサービス提供ができるという構造があります。一方で、パネル側にとっても、上記顧客との関係から、より多くの案件と、より多くの回答機会(ひいては、パ

ネルに対するインセンティブとして付与されるポイントの獲得機会)が得られる当社グループのパネルへの参加は魅力的であり、当社グループのパネルに応募し、積極的に回答することを望むインセンティブが生じています。結果として、当社グループに良質な自社パネルが構築されることになり、それが魅力となって顧客に当社グループを選んで頂ける状況が生じ、また一度取引を行った顧客にとっては、リサーチの継続性・正確性を維持する観点からも、当社グループを選び続けて頂ける、というサイクル構造が生じており、その両面が構造的に当社グループの高い取引継続率の実現に貢献していると考えています。

- ( 1 ) グローバル・ブランドの上位25社のうち約65%が当社グループの顧客：上位25社の選定は、Millward Brown社の2015年の調査に基づきます。また、当社グループが何らかのサービスを提供した会社を当社グループの顧客として算入しており、当該顧客の中には、当社グループ以外のマーケティング・リサーチ会社等を利用している会社も含まれます。
- ( 2 ) 日本市場における大口顧客との過去5年間の平均取引継続率：ある事業年度における「日本市場における大口顧客との取引継続率」とは、直前事業年度における当社での売上高が1,000万円以上の企業のうち、当該事業年度においても取引(金額を問いません。)を継続している企業の割合をいいます。
- ( 3 ) 海外市場における大口顧客との過去2年間の平均取引継続率：ある事業年度における「海外市場における大口顧客との取引継続率」とは、直前事業年度におけるMetrixLabグループでの売上高が0.1百万ユーロ以上の企業のうち、当該事業年度においても取引(金額を問いません。)を継続している企業の割合をいいます。

(9)株式会社センタンとの業務・資本提携について

当社は、2017年6月期第3四半期より、次世代のリサーチ・ソリューション・メニューの拡充に向けた研究開発活動の一環として、2017年1月30日付で株式会社センタンと戦略的な業務・資本提携契約を締結し、同年2月2日付で同社株式の10%を取得いたしました。当社がこれまで培ってきたマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの両面に跨る幅広い経験・実績・顧客層と、センタン社が培ってきた生体情報(無意識反応)の取得・解析に係る豊富な実績とノウハウを掛け合わせ、これまで得られなかった消費者のより深いインサイト(深層心理)や意思決定プロセスに迫るマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティング・ソリューションの提供を目指した協業活動を行っております。

(10)米Acturus, Inc.の買収について

当社は、2018年6月期第2四半期より、世界のマーケティング・リサーチ市場のおよそ半分を占める規模を持つ米国における事業展開を強化するにあたり、2017年9月20日付でActurus, Inc.の株式の100%を取得すべく、同社株式の取得契約を締結いたしました。本件株式取得は、当社の米国における連結子会社であるMetrixLab US, Inc.を通じて実行され、Acturus社の事業は当社の海外における主要な事業主体であるMetrixLabに統合されます。当社がこれまで培ってきたマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの両面に跨る幅広い経験・実績・顧客層と、Acturus社が培ってきた米国及び英国におけるマーケティング・リサーチ事業、特にインフルエンサー・マーケティングに係る豊富な実績とノウハウを掛け合わせ、米国を中心としたグローバルなベースでのマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティング・ソリューションの提供を強化することを目指しております。

(11)W&Sホールディングス株式会社との業務・資本提携について

当社は、2018年6月期第2四半期より、成長の著しい東南アジア地区における事業展開を強化するにあたり、2017年9月21日付でW&Sホールディングス株式会社の株式の10%を取得すべく、同社との間で戦略的な業務・資本提携契約を締結いたしました。当社がこれまで培ってきたマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの両面に跨る幅広い経験・実績・顧客層と、W&S社が培ってきた東南アジア地区におけるマーケティング・リサーチ及びパネルサプライ事業に係る豊富な実績とノウハウを掛け合わせ、同地区における、よりの確で幅広い消費者パネルへのアクセスと、より深い消費者インサイトの獲得を可能にするマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティング・ソリューションの提供を目指しております。

(参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出されたEBITDA、調整後EBITDA、親会社の所有者に帰属する当期利益、調整後親会社の所有者に帰属する当期利益及び調整後基本的1株当たり当期利益を重要な経営指標として位置づけており、過去2年間の各指標の推移は以下のとおりであります。

(1) EBITDA及び調整後EBITDA

(単位：百万円)

	国際会計基準	
	第3期	第4期
決算期	2016年6月期	2017年6月期
営業利益	5,730	6,825
+ 減価償却費及び償却費	874	871
EBITDA	6,604	7,696
(調整額)		
+ マネジメントフィー(注6)	120	374
+ 上場関連費用(注7)	173	460
+ リファイナンス関連費用(注8)	92	-
+ M&A関連費用(注9)	155	-
調整額小計(税金等調整前)	542	834
調整後EBITDA	7,146	8,531
対売上収益比率	22.0%	24.0%

(2) 親会社の所有者に帰属する当期利益及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：百万円)

	国際会計基準	
	第3期	第4期
決算期	2016年6月期	2017年6月期
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,832	3,706
(調整額)		
+ マネジメントフィー(注6)	120	374
+ 上場関連費用(注7)	173	481
+ リファイナンス関連費用(注8)	557	-
+ M&A関連費用(注9)	155	-
調整額小計(税金等調整前)	1,007	855
調整項目の税金等調整額	345	312
調整額小計(税金等調整後)	662	543
調整後親会社の所有者に帰属する当期利益	3,494	4,249
対売上収益比率	10.8%	12.0%
調整後基本的1株当たり当期利益(円)(注10、11)	92.31	111.34

(注) 1. EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費

2. 調整後EBITDA = EBITDA + マネジメントフィー(注6) + 上場関連費用(注7) + リファイナンス関連費用(注8) + M&A関連費用(注9)

3. 調整後親会社の所有者に帰属する当期利益 = 親会社の所有者に帰属する当期利益 + マネジメントフィー(注6) + 上場関連費用(注7) + リファイナンス関連費用(注8) + M&A関連費用(注9) - 調整項目に係る税金等調整額

4. EBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えられる財務指標であります。当該財務指標は、上場後には発生しないと見込まれる費用や非経常的損益項目(通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、あるいは競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目)の影響を除外しております。

5. EBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期純利益は、当期利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替

的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおけるEBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益は、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があります、その結果、有用性が減少する可能性があります。

- 6 . Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約に基づくマネジメントフィー及び関連費用であります。
- 7 . 上場準備アドバイザー費用、上場のための組織体制構築に関する費用、上場のためのIFRS導入適時開示体制構築に関する費用、上場に向けた株式報酬費用等の上場関連の一時的な費用であります。
- 8 . 当社非公開化後に実施したリファイナンスに関連して一時的に発生したアドバイザー費用及び借入金償還損であります。なお、借入金償還損はEBITDAの調整額には含まれておりません。
- 9 . MetrixLabグループの買収に伴い一時的に発生したデューデリジェンス費用及びアドバイザー費用等であります。
- 10 . 調整後基本的 1 株当たり当期利益 = 調整後親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 期中平均普通株式数
- 11 . 当社は、2016年 9 月30日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を実施しております。調整後基本的 1 株当たり当期利益につきましては、第 3 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資は、主にマクロミルグループにおける品川リバーサイドオフィスの開設や、パネルシステム等の構築及びセキュリティ増強等で、総額1,007百万円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2017年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社 マクロミル	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグルー プ	事務所 ネットワー ク関連設備等	195	219	913	1,327	760 (121)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は562百万円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

##### (2) 国内子会社

国内子会社の設備につきましては、帳簿価額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

2017年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.	本社 (韓国ソウル)	マクロミ ルグルー プ	事務所 ネットワー ク関連設備等	58	30	155	244	212 (13)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は120百万円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

4. 上記以外の在外子会社の設備につきましては、帳簿価額の重要性が乏しいため記載を省略しております。



### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成 後の 増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグルー プ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	585	-	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグルー プ	ITインフラ	203	-	自己資金	2017年 11月	2018年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグルー プ	ITシステムの セキュリティ 向上	40	-	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2
当社	仙台オフィス (宮城県仙台 市)	マクロミ ルグルー プ	オフィス増床	10	-	自己資金	2017年 9月	2017年 10月	注2
MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.	本社 (韓国ソウル)	マクロミ ルグルー プ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	23	-	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2
MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.	本社 (韓国ソウル)	マクロミ ルグルー プ	オフィス関連	24	-	自己資金	2017年 10月	2018年 6月	注2
MetrixLab B.V.	本社 (オランダ ロッテルダ ム)	MetrixLab グルーブ	オフィス関連	13	-	自己資金	2017年 7月	2017年 12月	注2
MetrixLab B.V.	本社 (オランダ ロッテルダ ム)	MetrixLab グルーブ	ITインフラ	54	-	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2
MetrixLab B.V.	本社 (オランダ ロッテルダ ム)	MetrixLab グルーブ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	36	-	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 増加能力を定量的に把握することは困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	151,435,200
計	151,435,200

(注) 発行可能株式総数は、2016年9月28日付定時株主総会の決議に基づく、同日付の定款変更により3,485,648株減少し、2016年9月9日付の取締役会決議に基づく、2016年9月30日付の株式分割に伴う定款の一部変更により149,920,848株増加しております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2017年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2017年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,823,400	38,823,400	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数は、 100株であります。完 全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定の ない、当社における標 準となる株式でありま す。
計	38,823,400	38,823,400	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2017年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 2014年10月22日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,342	1,342
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	134,200 (注)5	134,200 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	500 (注)5	500 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2014年10月24日 至 2024年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数(以下、本 において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日(以下、本 において「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式の分割(株式の無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2.当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3.(1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。

(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

(3)新株予約権者は、新株予約権者と当社間で締結する新株予約権割当契約(以下、本 において「新株予約権割当契約」という。)に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

(4)その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる(注)。

(注)新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

a.本新株予約権のうち、2,013個については、(i)当社株式の東京証券取引所への上場に伴う当社普通株式の売却の実行日以降、当社普通株式の終値に基づく当社の時価総額が430億円以上となった場合、又は、(ii)かかる上場前に、当社の企業価値を430億円以上とする価値評価を前提とする「支配権移転取引」( 1)が実行された場合(以下、本 において「権利確定条件」と総称する。)に権利確定し、行使可能となる。

( 1)本 において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引(但し、当社株式の新規上場を除く。)をいう。

(a)当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合

(b)当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引

(c)Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引

b. 本新株予約権のうち、1,342個については、権利確定条件が充足された日から180暦日目に権利確定し、行使可能となる。

c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権をBain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」( 2 )が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。

( 2 )本 において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によってBain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価又はその他の経済的価値をいう。

d. 上記a.乃至c.にかかわらず、(i)Bain Capital Sting Hong Kong Limited及びその関連ファンドが、権利確定条件を満たすことなく、当社に対するエクイティ証券を保有しないこととなった場合、又は、(ii)ヨハネス・アルパートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏( 3 )が当社との一定の合意について重大な違反をした場合、権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅する。

( 3 )ヨハネス・アルパートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏は当社の元取締役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V.に割り当てられております。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、本 において「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本 において同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、本 において「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、本 において「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記(注)1に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記(注)2に準じて決定された金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得条項  
定めない。

(9)新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。

5. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 2014年10月22日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,756	2,756
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	275,600 (注)5	275,600 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	500 (注)5	500 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2014年10月24日 至 2024年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日(以下、本において「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式の分割(株式の無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 3.(1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。

(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

(3)新株予約権者は、新株予約権者と当社間で締結する新株予約権割当契約(以下、本において「新株予約権割当契約」という。)に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする(注)。

(注)新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日(但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日)ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定し、行使可能となる。

b. 上記a.にかかわらず、支配権移転取引(1)が行われる場合、下記c.に該当する場合を除き、当該支配権移転取引の実行の直前に全ての本新株予約権が権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転取引の実行日の終了をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。

- ( 1 ) 本 において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引（但し、当社株式の新規上場を除く。）をいう。
- (a) 当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合
  - (b) 当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引
  - (c) Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引
- c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権を、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者による本新株予約権の行使は禁止され、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない（なお、かかる売り渡しが行われる場合、上記b.の定めは適用されない。）。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」（ 2 ）が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- ( 2 ) 本 において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によってBain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価その他の経済的価値をいう。
- d. ヤン・ウィレム・グリツェン氏（以下、本 において「グリツェン氏」という。）（ 3 ）とMetrixLab B.V.との間の雇用契約（以下、本 において「雇用契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
- (a) グリツェン氏による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当社、新株予約権者及びグリツェン氏が別途合意しない限り、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
  - (b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当該終了に係る通知がグリツェン氏に対して行われた日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。この場合、当社は、新株予約権者に対し、新株予約権割当契約に定める条件に従い、消滅する本新株予約権の対価として、以下の金額を、自ら支払い又はMetrixLab B.V.若しくはその関係会社をして支払わせるものとする。
    - (i) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日より前である場合、778,313ユーロ
    - (ii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日から、付与日から48ヶ月後の応当日までの間である場合、583,735ユーロ
    - (iii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から48ヶ月後の応当日以降である場合、消滅する本新株予約権の対価の支払いは行わない。
  - (c) グリツェン氏による雇用契約の終了又は死亡・身体障害・疾病により雇用契約が終了した場合、当該終了の事由に応じて新株予約権割当契約により定められる所定の日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。
- ( 3 ) グリツェン氏は当社の執行役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の元取締役であるヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V.に割り当てられております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本 において同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1 に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2 に準じて決定された金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
定めない。
  - (9) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 5 . 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 2015年6月24日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,228	1,228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	122,800 (注)6	122,800 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	550 (注)6	550 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2015年6月30日 至 2020年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)6	発行価格 550 資本組入額 275 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(2)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。



- (5)新株予約権者と当社間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下、本 において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円以上を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。
  - b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場（適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社株式が日本の証券取引所に上場することにより、金銭を対価とする公募又は売出しがなされることをいう。以下「（2）新株予約権等の状況」において同じ。）に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本 において同じ。）をもって行使可能となる。
  - c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、当社の取締役が誠実に決定した公正な価額（以下「（2）新株予約権等の状況」において「公正価額」という。）を対価として取得することができる。
- （ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBain Capital Private Equity, LP及びそのグループ会社（Bain Capital Private Equity, LP又はそのグループ会社が助言を行うファンドを含み、以下「（2）新株予約権等の状況」において「BCPEグループ」という。）以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - (a)行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - (b)新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - (c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - (d)新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合
  - e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用・委任等の関係（以下「（2）新株予約権等の状況」において「雇用関係」という。）が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、当該終了時より前に本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式（以下「（2）新株予約権等の状況」において「本既発行株式」という。）は、以下のとおり取り扱われる。
    - (a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - (b)上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。

- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注））に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
  - (8)新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 2015年9月30日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	12,022	12,022
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	1,202,200 (注)5	1,202,200 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	550 (注)5	550 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2015年10月19日 至 2025年10月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)5	発行価格 550 資本組入額 275 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日(以下、本において「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式の分割(株式の無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4)上記に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

(2)割当日後、当社が次の 又は のいずれかを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式の分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他これらの場合に準じ、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

- (2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3)新株予約権者は、新株予約権者と当社間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4)その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる（注）。

（注）新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

- a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日（但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日）ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
- b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本 において同じ。）をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。
- c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。

（ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。

- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合

d. 上記a.乃至c.にかかわらず、新株予約権者と当社との間の委任契約（以下、本 において「委任契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。

- (a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、委任契約が当社により終了された場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (b) 上記(a)以外の理由に基づき委任契約が当社により終了された場合、又は新株予約権者による委任契約の終了若しくは死亡により委任契約が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は消滅するが、当該終了より前に権利確定済みの本新株予約権は、引き続き権利確定済みのまま残存する。

e. 新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本 において同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1 に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2 に準じて決定された金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要するものとする。
  - (8)新株予約権の取得条項  
定めない。
  - (9)新株予約権の行使の条件  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 5 . 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権 2016年1月22日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,724	2,724
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	272,400 (注)6	272,400 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年3月4日 至 2021年3月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。
- (2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
- (4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。
- (5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。
- 2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の又はの事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
- (3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。
- 3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下本 において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。
- b. 上記a. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える数の議決権に係る株式が売却されることをいう。以下本 において同じ。）をもって行使可能となる。
- c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- ( ) 本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、当社株式の新規上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a) 行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
- (b) 新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
- (c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
- (d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
- (b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。

(5)当社普通株式についての株式の併合の議案。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8)新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第6回新株予約権 2016年5月16日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	930	930
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	93,000 (注)6	93,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年5月16日 至 2021年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年3月31日から起算して、各1年後の当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
- b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える数の議決権に係る株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本において同じ。）をもって行使可能となる。
- c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
- (b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- e. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
- (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
- (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。

- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
  - (8)新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
- 6 . 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権 2016年9月9日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	4,000	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	400,000 (注)6	400,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年9月9日 至 2026年9月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月9日、2017年9月1日、2018年9月1日及び2019年9月1日（それぞれの日を、以下、本 において「権利確定日」という。）に、以下のとおり累積して権利確定する。但し、権利確定する本新株予約権の数は、合算して、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数を上限とする。
- (a)当該日時点における年間売上成長率（ 1 ）が5%以下である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の2.5%が権利確定する。
- （ 1 ）本 において、「年間売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該日の直前事業年度における連結売上高の、当該直前事業年度の直前の事業年度における連結売上高に対する成長率をいう。
- (b)当該日時点における年間売上成長率が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の25%が権利確定する。
- (c)当該日時点における年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
- b. 本新株予約権は、2019年9月1日時点で本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が存続していることを条件として、同日に、以下のとおり、上記a.に追加して権利確定する。但し、上記a.に従い権利確定した本新株予約権の総数が下記(a)又は(b)に従い計算される本新株予約権の数以上である場合、本b.に基づく追加的な権利確定は生じない。
- (a)当該日時点における平均年間売上成長率（ 2 ）が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は全て権利確定する。
- （ 2 ）本 において、「平均年間売上成長率」とは、2015年7月1日から2019年6月30日までの4年間における平均の年間売上成長率（複利ベースで計算される。）をいう。
- (b)当該日時点における平均年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に18を乗じて10%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
- c. 上記a.及びb.にかかわらず、2019年9月1日より前に支配権移転（ 3 ）が生じる場合、本新株予約権は、支配権移転が生じた日において未到来の権利確定日の数に2.5を乗じた割合の本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定する。
- （ 3 ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本 において同じ。）に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当該取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が、本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由以外の理由に基づき、当社又はその子会社等により終了された場合、下記の各場合に応じた割合に、当該終了日が属する事業年度の初日から当該終了日までの日数を365で除した割合を乗じた数の本新株予約権が権利確定する。
- (a)直近12ヶ月売上成長率（ 4 ）が5%以下である場合、2.5%。
- （ 4 ）本 において、「直近12ヶ月売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該終了日が属する月の2ヶ月前から遡った12ヶ月間における当社グループの連結売上高の、前年同期間における当社グループの連結売上高に対する成長率をいう。
- (b)直近12ヶ月売上成長率が10%以上である場合、25%。
- (c)直近12ヶ月売上成長率が5%超・10%未満である場合、当該直近12ヶ月売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合。
- e. 上記a.乃至d.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。

- f. 上記e.にかかわらず、支配権移転が生じる場合、当該支配権移転の直前までに上記a.乃至d.に従って権利確定した本新株予約権は当該支配権移転の直前に行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本f.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- g. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - (b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - (c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - (d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- h. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅するとともに、当該終了時点で権利確定済みの本新株予約権のうち当該終了日前行使されていない本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
- (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、当該本新株予約権は直ちに消滅する。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - (b) 上記(a)以外の理由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、又は、理由の如何を問わず本新株予約権者により雇用関係が終了された場合、当該本新株予約権は引き続き権利確定済みのまま残存し、支配権移転時又は本新株予約権の行使期間の末日のいずれか早い日まで行使できる。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- i. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - (5) 当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。

- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
  - (8)新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
- 6 . 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権 2016年9月9日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,760	3,735
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	376,000 (注)6	373,500 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。



- (3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月1日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%又は33.3%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）ずつ累積して権利確定する。
- b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本 において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、当該本新株予約権が権利確定の上で行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。
- c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a)900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
- (b)新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
- (c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
- (d)新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- (a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
- (b)上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。

- (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。
- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
- (8)新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権 2016年9月9日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	750	750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	75,000 (注)6	75,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
- b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本 において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、新株予約権割当契約上、権利確定の上で行使可能となった本新株予約権は、その行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。
- c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a)900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
- (b)新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
- (c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
- (d)新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- (a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
- (b)上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
- (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
- (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第10回新株予約権 2016年9月9日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (2017年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年8月31日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	24,000 (注)6	24,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	450 (注)6	450 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会決議による当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、本において「付与株式数」という。)は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者(以下、本において「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2.(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、本において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の 又は の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3.(1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5)本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本 において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、2019年8月30日又は適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本 において同じ。）のいずれか遅い方の日をもって行使可能となる。
  - 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（ ）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。  
（ ）本 において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
    - 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本 において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
    - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
    - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスクアウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
  - 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
    - 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - 当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本 において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為

の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本 において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本 において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び上記（注）2 に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3 及び（注）4 に準じて決定する。

- 6 . 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2013年11月25日 (注) 1	1	1	25	25	25	25
2014年2月3日 (注) 2	343,000	343,001	8,575,000	8,575,025	8,575,000	8,575,025
2014年10月24日 (注) 4	35,587	378,588	818,095	9,393,120	818,095	9,393,120
2016年6月30日 (注) 5、6	-	378,588	9,293,120	100,000	9,368,120	25,000
2016年9月30日 (注) 7	37,480,212	37,858,800	-	100,000	-	25,000
2017年1月27日 (注) 8	275,500	38,134,300	68,875	168,875	68,875	93,875
2017年3月21日 (注) 9	487,800	38,622,100	455,551	624,426	455,551	549,426
2017年3月27日 (注) 8	201,300	38,823,400	50,325	674,751	50,325	599,751

(注) 1. 会社(株式会社BCJ-11)設立によるものであります。

割当先 秋山秀健  
発行株数 普通株式1株  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

2. 第三者割当増資によるものであります。

割当先 Bain Capital Sting Hong Kong Limited  
発行株数 普通株式343,000株  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

3. 株式会社BCJ-12は2014年7月1日付で(旧)マクロミルを吸収合併しております。なお、当該合併は無対価合併であり、株式を交付していないため、発行済株式総数等の増加はなく、合併比率は定めておりません。

4. 第三者割当増資によるものであります。

割当先 VOC Investment Partners B.V.、Poldie Ventures B.V.B.A、Maikel Willems  
発行株数 普通株式35,587株  
発行価格 45,977円  
資本組入額 22,989円

( )株式に係る発行価格と資本金組入額については小数点以下を四捨五入しております。

5. 欠損填補等を目的として資本金及び資本準備金の減少を行ったことによるものであります。

6. 株式会社マクロミルホールディングスは、2016年6月30日付で(旧)マクロミルを吸収合併しております。なお、当該合併は、無対価合併であり、株式を交付していないため、発行済株式総数等の増加はなく、合併比率は定めておりません。

7. 株式分割(1株:100株)によるものであります。

8. 新株予約権の行使によるものであります。

9. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,950円  
引受価額 1,867.78円  
資本組入額 933.89円  
払込金総額 911,103千円

( 6 ) 【所有者別状況】

2017年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	37	84	86	10	7,378	7,623	-
所有株式数(単元)	-	74,037	3,706	40,726	242,130	925	26,702	388,226	800
所有株式数の割合(%)	-	19.07	0.95	10.49	62.37	0.24	6.88	100.000	-

(注) 自己株式55株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2017年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
BAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITED (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ROOM5101, CHEUNG KONG CENTER, 2 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	11,707,500	30.16
株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8-1	2,930,000	7.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,635,600	6.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)2	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,831,100	4.72
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,413,100	3.64
VOC INVESTMENT PARTNERS B.V. (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	LASSUSLAAN 47, 3723 LH BILTHOVEN THE NETHERLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,080,800	2.78
株式会社コロプラ	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	1,025,600	2.64
RE FUND 116-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX, BLOCK 3, 2 ND FLOOR, PO BOX 64, 13001 SAFAT - KUWAIT (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	821,600	2.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	594,700	1.53
CACEIS BANK S.A., GERMANY BRANCH GRP CBD UCITS CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	LILIENTHALALLEE 34-36 80939 MUENCHEN GERMANY (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	558,000	1.44
計	-	24,598,000	63.36

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は1,819,600株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分236,100株、投資信託設定分1,583,500株となっております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は1,058,800株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分210,400株、投資信託設定分848,400株となっております。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2017年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,822,600	388,226	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	800	-	-
発行済株式総数	38,823,400	-	-
総株主の議決権	-	388,226	-

【自己株式等】

2017年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は以下のとおりです。

( 第 1 回ストックオプション )

決議年月日	2014年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

( 第 2 回ストックオプション )

決議年月日	2014年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

( 第 3 回ストックオプション )

決議年月日	2015年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第4回ストックオプション)

決議年月日	2015年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第5回ストックオプション)

決議年月日	2016年1月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 1名、当社執行役兼当社完全子会社役員 1名、当社完全子会社役員兼当社従業員 3名及び当社 従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第6回ストックオプション)

決議年月日	2016年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社完全子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第7回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社完全子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第8回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役1名、当社完全子会社役員兼当社従業員4名及び当社従業員134名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第9回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 40名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第10回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	55	129,965
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当事業年度における自己株式の取得は、単元未満株式の買取りによるものです。なお、当期間における取得自己株式には、2017年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	55	-	55	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。一方で、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えており、



当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を実行し、持続的な売上高及び利益成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えております。

従って当社は、長期的には20-30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針といたします。

また当社は、定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を規定しており、機動的な配当の実施を可能としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2017年8月24日	194	5

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月
最高(円)	-	-	-	2,635
最低(円)	-	-	-	1,640

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、2017年3月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	-	-	1,939	1,972	2,137	2,635
最低(円)	-	-	1,640	1,792	1,894	2,013

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、2017年3月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名（役員のうち女性の比率9.1%）

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	スコット・アーンスト	1963年4月16日	1987年2月 IVY FUND GROUP社 入社 1988年4月 東芝メディカルシステムズ社(米)入社 1992年5月 コダック社 入社 1996年1月 INTERMAX SOLUTIONS社 入社 1997年1月 AdKnowledge社 入社 1999年4月 Personify社 創業 2002年5月 Compete社 入社 2008年3月 Compete社 最高経営責任者 2013年6月 Millward Brown Digital社 最高経営責任者 2015年10月 当社 取締役兼代表執行役 グローバルCEO (現任) 2016年10月 当社 指名委員(現任)、報酬委員(現任)	注3	-
取締役	-	西 直史	1979年12月18日	2004年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2007年5月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC(旧ベインキャピタル・アジア・LLC) 入社(現任) 2014年7月 当社 執行役 2017年9月 当社 取締役(現任)、監査委員(現任)	注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	-	デイビッド・グロスロー	1970年8月5日	<p>1992年9月 日本電気(株)入社</p> <p>1998年10月 ベイン・アンド・カンパニー 入社</p> <p>2000年10月 ベインキャピタル・LLC 入社</p> <p>2003年10月 キーストン・オートモーティブ・オペレーションズ・インク 取締役</p> <p>2004年6月 MEIコンラックス・ホールディングスジャパン(株) 取締役</p> <p>2008年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC(旧ベインキャピタル・アジア・LLC) マネージングディレクター(現任)</p> <p>2009年3月 (株)ディーアンドエムホールディングス 取締役</p> <p>2010年2月 (株)ヒガ・インダストリーズ 取締役</p> <p>2010年3月 (株)ドミノ・ピザジャパン 取締役(現任)</p> <p>2010年5月 (株)ベルシステム24 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員</p> <p>2011年11月 チャイナ・ファイヤー・アンド・セキュリティーグループ・インク 取締役(現任)</p> <p>2011年11月 (株)すかいらく 社外取締役(現任)</p> <p>2011年12月 Vision Cayman Ltd.(旧ベインキャピタル・ビジョン・ケイマン・リミテッド) 取締役</p> <p>2011年12月 UNV Digital Technologies (Hong Kong) Company Limited(旧ベインキャピタル・ビジョン・ホンコン・リミテッド) 取締役</p> <p>2012年7月 ジュピターショップチャンネル(株) 取締役</p> <p>2014年3月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2014年3月 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員</p> <p>2014年5月 リテイル・ズーPTY・リミテッド 取締役(現任)</p> <p>2014年7月 当社 指名委員(現任)、監査委員、報酬委員(現任)</p> <p>2015年3月 大江戸温泉ホールディングス(株) 社外取締役</p> <p>2015年7月 日本風力開発(株) 取締役(現任)</p> <p>2016年2月 大江戸温泉物語(株) 取締役</p>	注3	-
社外取締役	-	ローレンス・ウェバー	1955年7月7日	<p>1978年9月 Mercersburg Academy 英語教諭</p> <p>1981年10月 Figgie International 入社</p> <p>1983年10月 Humphrey Browning MacDougal 入社</p> <p>1987年6月 Weber Group CEO</p> <p>1994年5月 Thunder House CEO</p> <p>1996年11月 Weber Shandwick CEO</p> <p>2002年1月 Interpublic's Advanced Marketing Services CEO</p> <p>2006年1月 Racepoint Global CEO(現任)</p> <p>2012年8月 Pegasystems Inc. 取締役(現任)</p> <p>2016年11月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2017年5月 RMG Networks Holding Corporation 取締役(現任)</p> <p>2017年9月 当社 報酬委員(現任)</p>	注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	-	入山 章栄	1972年12月 8日	1998年 4月 (株)三菱総合研究所 入社 2008年 8月 米ニューヨーク州立大学バッファロー校 スクール・オブ・マネジメント Assistant Professor 2013年 8月 早稲田大学ビジネススクール 准教授(現任) 2016年 5月 当社 社外取締役(現任)、監査委員(現 任) 2016年10月 当社 指名委員(現任)、報酬委員(現任)	注 3	-
社外取締役	-	水島 淳	1981年 4月14日	2005年10月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事 務所)入所 2013年 8月 WHILL, Inc. Director of Business Development 入社 2014年 8月 西村あさひ法律事務所 復職 2016年 1月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士(現 任) 2016年11月 当社 社外取締役(現任)、監査委員(現 任)	注 3	-
計						-

- (注) 1. デイビッド・グロスロー氏、ローレンス・ウェバー氏、入山 章栄氏及び水島 淳氏は社外取締役であります。
2. 当社の指名委員会等の体制は以下のとおりとなっております。
- 指名委員会  
委員長 スコット・アーンスト、委員 デイビッド・グロスロー、入山 章栄
- 報酬委員会  
委員長 スコット・アーンスト、委員 デイビッド・グロスロー、ローレンス・ウェバー、入山 章栄
- 監査委員会  
委員長 入山 章栄、委員 水島 淳、西 直史
3. 2017年9月26日付の第4期定時株主総会による同日付の選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 「所有株式数」欄には、2017年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
5. 上記に記載されている所有株式数以外に、新株予約権によりスコット・アーンスト氏は1,202,200株の潜在株式(当社の発行する全ての新株予約権が行使された場合における発行済株式総数に対する割合は2.88%)を保有しております。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役	グローバル CEO	スコット・ アーンスト	1963年4月16日	(1) 取締役の状況に記載しております。	注1	-
執行役	グローバル CFO	城戸 輝昭	1968年11月18日	1992年4月 (株)三和銀行入行 2000年4月 野村證券(株) 入社 2003年6月 (株)ガイアックス 入社 2004年6月 ゼネラル・エレクトリック 入社 2015年2月 当社 執行役グローバルCFO(現任)	注1	300
執行役	グローバル CHRO	岡 慎一郎	1969年3月8日	1991年4月 (株)東芝 入社 2002年5月 ユナイテッド・テクノロジーズ(UTC) (株) 入社 2008年9月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 2012年1月 IBMコーポレーション 入社 2013年8月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 2014年3月 日本コカ・コーラ(株) 入社 2015年9月 当社 執行役グローバルCHRO(現任)	注1	-
執行役	グローバル CTO	小川 久仁子 (戸籍名: 高橋 久仁子)	1967年2月21日	1989年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 2015年2月 当社 執行役グローバルCTO(現任)	注1	-
執行役	日本担当	佐々木 徹	1975年3月14日	1999年4月 (株)一広 入社 2002年12月 (株)エービーシーマート 入社 2003年6月 当社 入社 2014年10月 (株)グライダーアソシエイツ 入社 2015年6月 当社 入社 2015年10月 当社 執行役 日本担当(現任)	注1	-
執行役	欧米担当	ヤン・ウィレ ム・ゲリッ ツェン	1973年10月23日	1999年10月 MetrixLab B.V.社 創業 COO 兼CFO 2014年10月 当社 執行役 欧米担当(現任)	注1	-
計						300

- (注) 1. 2017年9月26日付の取締役会による選任後、最初に招集される定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
2. 「所有株式数」欄には、2017年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
3. 上記に記載されている所有株式数以外に、2017年8月31日現在において、新株予約権によりスコット・アーンスト氏は1,202,200株の潜在株式(当社の発行する全ての新株予約権が行使された場合における発行済株式総数に対する割合は2.88%)、城戸輝昭氏は61,400株(同0.15%)、岡慎一郎氏は50,000株(同0.12%)、小川久仁子氏は61,400株(同0.15%)及び佐々木徹氏は50,000株(同0.12%)をそれぞれ保有しております。
4. ヤン・ウィレム・ゲリッツェン氏が間接的に議決権の一部を保有する資産管理会社であるVOC INVESTMENT PARTNERS B.V.は、1,080,800株の当社株式を保有しております。また、2017年8月31日現在において、同社は、新株予約権により275,600株の潜在株式(当社の発行する全ての新株予約権が行使された場合における発行済株式総数に対する割合は0.66%)を保有しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対して日常の業務遂行において遵守すべき事項の礎として「マクロミル行動規範」を定めております。「マクロミル行動規範」は、マクロミルの経営理念を根底に、マクロミルにおけるすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイト、嘱託社員、派遣社員及び出向社員を含み、以下同様とする。）があらゆる企業活動のなかで必要な社会的責任を十分に認識し、社会倫理に適合した行動をとることがマクロミルの適正かつ健全な発展に必要な不可欠であるという方針のもと、「法令等の遵守」、「社会との関係」、「人権の尊重」、「誠実な企業活動」の各項目について詳細な行動規範を定めています。

当社グループは、「マクロミル行動規範」を基に健全性及び透明性の高い経営を実現すべく、コーポレート・ガバナンス体制を確立するとともに、継続的な見直しと充実を図ってまいります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ．会社の機関の基本説明

###### a．経営監督機能

###### 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしています。取締役会の構成は、6名の取締役により構成されており、うち4名は社外取締役です。当社では、取締役会に次の委員会を設置しています。

###### (ア)指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関です。指名委員会は、取締役3名から構成されており、その内2名は社外取締役です。

###### (イ)報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関です。取締役4名により構成されており、その内3名は社外取締役です。

###### (ウ)監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されています。監査委員会は、取締役3名により構成されており、そのうち2名は社外取締役となっております。

###### b．業務執行機能

###### 代表執行役、執行役

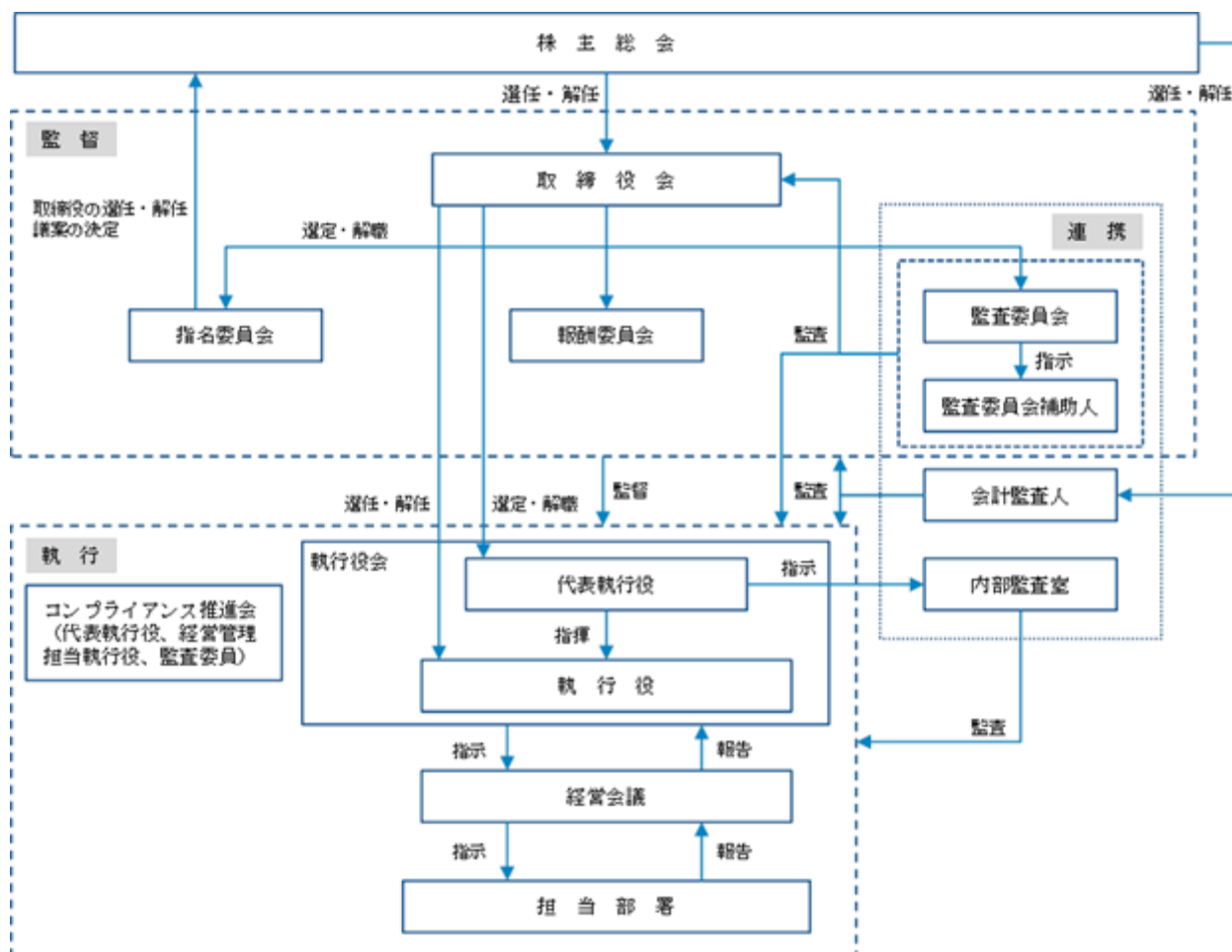
当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また代表執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回の月次決算に関する報告に加えて、四半期に1回、業務執行状況について報告を行っております。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

###### 執行役会

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、適時情報開示を積極的に行うことで経営の透明性と公正性を高め、遵法経営を念頭に置きながら永続的利益の追求による企業価値の最大化を図ってまいります。また社会環境の変化に迅速に対応し得る経営組織を構築し維持すること、及び当社のステークホルダーとの調和をとりながら、株主重視を意識した経営の舵取りをしてゆくことで、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築することが重要であると認識しており、指名委員会等設置会社の形態が当社にとって最も適切な機関設計として採用しています。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- イ．当社の執行役は、法令、定款及び取締役会決議並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
- ウ．当社の監査委員は、法令に定められた権限を行使するとともに当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役（外国法上取締役に相当する者を含む。以下同様。）及び使用人の職務を監査しております。
- エ．当社グループの役員及び使用人の社会倫理に適合した行動を促すため、マクロミル行動規範を定めております。また、行動規範の周知、遵守のための研修等の啓蒙・教育活動を推進しております。全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的にコンプライアンス推進体制を整備、コンプライアンス最高責任者を代表執行役とし、経理管理本部担当執行役を会長とするコンプライアンス推進会を設置しております。コンプライアンス推進会では、コンプライアンスに関する方針・施策の検討と推進、コンプライアンス体制の推進と改善、企業理念・企業行動基準の周知徹底と遵守の総括管理を行っております。
- オ．法令、倫理、行動規範に対する違反違法行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に内部通報制度の設置を定めております。
- カ．当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査規程、内部監査手続基準、内部監査計画等に基づき、当社グループにおける会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施し、その結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行っております。代表執行役は、業務執行手続上不適切な事項がある場合には必要に応じて各事業部門又は子会社に改善を勧



告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・改善事項について、その改善状況につき、フォローアップ監査を実施しております。

#### 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア．情報の保存・管理  
各委員会議事録等の法定文書のほか、執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録を含む。以下同様。）を文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存、管理しております。
- イ．情報の閲覧  
執行役は、上記文書等について監査委員会からの要求があった場合には速やかに提出しております。

#### 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア．当社の経営管理本部に法務ユニットを、また代表執行役直轄の組織として内部監査室を設置し、当社グループの法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行っております。
- イ．当社の取締役会、執行役会、経営会議その他の重要な会議にて、執行役、エグゼクティブマネジャー、当社子会社の取締役、その他の業務執行責任者から、当社グループの業務執行に関わる報告を定期的に行っております。
- ウ．当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討を行い、損失危機管理の状況をモニタリングしております。
- エ．プライバシーポリシーを定め、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施、維持し、かつ改善するとともに、情報セキュリティポリシーを定め、適切な情報管理体制を構築、維持しております。
- オ．不測の事態が発生した場合には、当社の執行役を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理にあたります。
- カ．当社グループに著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限に止めるために、緊急対策本部の設置、緊急連絡網の整備、顧客・パネルその他ステークホルダーへの対応、業務の継続判断等に関するガイドラインを定めております。

#### 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．当社の取締役会は職務権限規程、業務分掌規程に基づき適切に執行役又は執行役会に権限の委譲を行い、執行役又は執行役会が付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき適正、円滑、組織的かつ効率的な業務の執行が行われる体制を構築しております。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社グループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限及び予め設定された経営計画に基づき当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。また、当社グループにとって重要な案件が当社子会社各社から当社に上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、当社子会社各社をして、必要事項を定めた職務権限規程を制定させるとともに、その内容を各社の使用人に対して周知徹底させております。
- イ．当社及び当社子会社各社の人事制度に、目標達成に向けて使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。
- ウ．当社の各種社内会議体制の整備
- a．取締役会  
取締役会は、原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行うとともに、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受け、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- b．執行役会  
執行役会は、会社法第416条第4項に基づき、取締役会の決議によって、執行役に委任された業務執行の決定のうち、職務権限規程により執行役会決議事項とされた事項について決議を行っております。執行役会は、原則毎週1回開催される定時執行役会の他、必要に応じて臨時執行役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。
- c．経営会議  
執行役、エグゼクティブマネジャーからなる経営会議を原則として毎週1回開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項について、慎重かつ多角的に検討、協議を行っております。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア．当社の執行役又はマネジャー職に相当する職位以上の者を当社子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督しております。
- イ．当社において原則毎週開催される定時執行役会又は経営会議において、適時、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、当該子会社の取締役又は担当執行役若しくは担当エグゼクティブマネジャーから報告を行っております。
- ウ．当社子会社における法令等遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制の構築運営を支援する体制及び当該子会社における内部統制体制を管理・モニタリングする体制を構築しております。
- エ．経営管理本部は子会社等管理規程に基づき、当社子会社に一定の事項について所定の承認を受けさせ、経営内容を把握するため資料等の提出を求め検討しております。
- オ．内部監査室は、当社子会社に対し、会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施しております。

当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査委員会の指名により、職務を補助する使用人を設置しております。

前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人を置く場合には、その独立性を確保するため使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、並びに当社子会社各社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人（以下、総称して「取締役等」といいます。）は、監査委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告いたします。また、取締役等は、監査委員会に対して、法定の事項に加えて、当社グループに重大な影響を与える事項、当社子会社各社の役員及び使用人から内部通報制度等により報告を受けた重要事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告いたします。報告の方法については、監査委員会が決定する方法によります。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、法令、倫理、行動規範に対する違反行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に基づいて内部通報制度を設置・運用しており、かかる制度に基づき通報を行った役員及び従業員を公正かつ丁寧に取り扱い、通報者に対する一切の報復措置を許容せず、当該通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動に係る費用計画を作成し、当社は、かかる費用計画に従って発生した費用を負担いたします。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する弁護士その他の外部専門家の費用も含まれます。

その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア．監査委員会又は監査委員は、必要に応じて随時、当社グループの取締役、執行役又は使用人から報告を受けます。
- イ．監査委員会又は監査委員は、主要な稟議書その他の決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握いたします。また、必要に応じて当社グループの取締役、執行役又は使用人からその説明を求めます。
- ウ．監査委員会又は監査委員は、当社グループの会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。
- エ．監査委員会又は監査委員が、必要に応じて独自に、弁護士その他の外部専門家に相談できる環境を整備いたします。

- オ．監査委員は、原則毎月1回、監査委員会を開催し、監査に係る方針、重要事項について協議を図るものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役、監査役（外国法上監査役に相当する者を含む。）又は内部監査室と意見を交換いたします。
- カ．当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査の計画及び結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行います。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ア．反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応しております。
- イ．反社会的勢力に対する対応部門を経営管理本部に設置するとともに、不当要求防止責任者を選任しております。
- ウ．不当要求防止責任者は、所轄警察署が開催する講習会などに定期的に参加し、所轄警察署や関連団体などから適宜情報を入手し、これらの情報に基づき反社会的勢力からの被害防止を行っております。
- エ．有事の際には、所轄警察署や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

## 二．内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、代表執行役直轄の組織として内部監査室を設置しています。内部監査室には専任の内部監査室長1名を置き、全部署を対象に監査を実施しています。また、監査委員会は、取締役1名、社外取締役2名により構成され、監査を実施しております。なお、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された監査補助者2名により行われています。監査体制や監査範囲などに関し、内部監査室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しています。

## ホ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

所属する監査法人名	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員・業務執行社員	國本 望
指定有限責任社員・業務執行社員	小出 啓二
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士 16名
	その他 16名

（注）継続監査年数が7年以内のため年数の記載を省略しております。

## ヘ．社外取締役との関係

社外取締役デイビッド・グロスローは、バインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC マネージングディレクターであります。同社は、当社の発行済株式総数の30.2%を所有するBAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITEDを間接的に保有する投資ファンドに対して投資助言を行うバインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPのグループ会社であります。当社は、同社との間で、前記「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりマネジメント契約を締結しておりましたが、当社の新規株式公開により2017年3月22日付で当該契約は終了しております。

社外取締役ローレンス・ウェバーは、デジタル・マーケティング領域に関する豊富な知見や長年の経営経験を持った企業経営者であります。

社外取締役入山章栄は、早稲田大学ビジネススクールにて経営戦略論・国際経営論を専門とする准教授であります。

社外取締役水島淳は、企業グループのコンプライアンスに関する高い知見と監督能力を有し、豊富な経験と幅広い知見を持った弁護士であります。

なお、当社と各役員との間で人的関係、資本的关系及びその他の利害関係はありません。

## ト．社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役を選任するための提出会社の独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の果たすべき機能及び役割につきましては、独立した立場から豊富な経験や幅広い見識をもとに、執行役の業務の執行について監督するとともに、経営の意思決定について妥当性の観点から有用な助言を行うことあります。

なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準を参考に社外取締役を選任しております。

#### チ．社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外取締役を4名選任しており、それぞれ独立した立場から豊富な経験及び専門的知見をもとに、適宜発言すること等により、企業統治において重要な役割を果たしているため、選任状況は適切であると判断しております。

##### リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門での情報収集をもとに執行役会や経営会議などの重要会議を通じてリスク情報を共有しつつ、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護に関する基本規程」に基づく活動を通じ、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査委員会の監査及び内部監査を通して、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

なお、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表執行役を部長とした対応部を設置し、迅速かつ的確に対応し、損失・被害等を最小限にとどめるための体制を整えております。

##### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社及び関係会社に関する業務の管理については、財務経理本部、経営管理本部、システム管理部門がそれぞれ担当する分野に関する業務を管理しております。具体的には、関係会社の経営成績・財政状態を把握するため、月次決算書等の報告を求め、必要に応じて指導を行っております。

また、下記の事項を含む重要事項については、関係会社より事前に報告を求め、当社子会社等管理規程の内容又は関係会社の職務権限規程の内容に従って必要な決裁を得て行っております。

##### a. 申請会社の承認を要する事項

- ・株主総会議事項（定款の変更、決算案、役員を選解任等）の決定
- ・経営計画案（利益計画、資金計画、設備計画）
- ・会社の設立、解散
- ・重要な株式の取得、処分
- ・増減資
- ・重要な諸規程の制定、改廃
- ・重要な契約の締結、改廃
- ・重要な資産の取得・処分
- ・会計処理基準の変更
- ・その他経営上の重要事項（合併、事業の譲渡等）

##### b. 申請会社への報告事項

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、その他重要な会議体に関する議事録
- ・株主名簿
- ・定款その他の重要な規程
- ・組織図
- ・決算書類（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、勘定科目明細書、税務申告書等）
- ・経営計画書（中期及び年度）
- ・月次実績資料
- ・その他関係会社関連上の重要事項

各関係会社の管理資料は、当社財務経理本部が整備、保管して、担当する執行役（グローバルCFO）が分析を行っております。また、執行役会において、各関係会社の営業及び損益状況等の報告を受け、計画との差異が生じた場合は必要な対策を協議しています。MetrixLab B.V.社については、当社財務経理本部の役職者が現地に向向し、取締役として適切な経営指導及び当社との調整等を行っております。なお、株式会社電通マクロミルインサイトを除く国内関係会社の人事、法務、経理業務については、当社でシェアードサービスを行っており、当社で直接業務を遂行しております。

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
2017年6月期における当社の取締役及び執行役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	7	4	-	-	3	1
執行役	281	180	-	100	-	7
社外取締役	20	20	-	-	-	3
計	308	204	-	100	3	11

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。同委員会は、3名の社外取締役、1名の取締役で構成されており、委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。

また、その決定方法の概要は、以下のとおりであります。

1) 取締役

取締役の報酬は、経歴、専門的知識及び能力水準、これまでの報酬実績、担当する役割、並びに他社の報酬水準に関する調査結果等を総合的に勘案して、報酬委員会において個人別の報酬額に基づき決定いたします。

2) 執行役

執行役の報酬は、委任された職務において、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさを勘案し、他社の報酬水準に関する調査結果等を考慮した上で、役位別の報酬基準額を決定いたします。報酬基準額は、「基本報酬」並びに「業績連動報酬」で構成され、役位別にその比率を設定いたします。基本報酬は定額とし、業績連動報酬は個人別の財務目標の達成率やミッション達成度等の評価項目に対する評価結果に基づき毎期決定いたします。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
5銘柄 52百万円

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は定款にて会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨定めており、取締役であるデイビッド・グロスロー、入山章栄、水島淳、ローレンス・ウェバー及び西直史との間で当該契約を締結しております。なお本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

#### 剰余金の配当等の機関決定

当社は会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社(注2)	92	-	108	39
連結子会社	-	-	-	-
計	92	-	108	39

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社(形式上の存続会社である旧株式会社マクロミルホールディングス)は2016年6月30日に実質的な事業運営主体である(旧)マクロミルを吸収合併したため、ここでは(旧)マクロミルにおける報酬の金額を含めて記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

(旧)マクロミル及び当社の連結子会社2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬29百万円、非監査業務(主に税務に関するコンサルティング業務)に基づく報酬24百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬28百万円、非監査業務(主に税務に関するコンサルティング業務)に基づく報酬25百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新規株式公開に伴うコンフォートレターについての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等の監査日数等を勘案し、監査委員会の同意を得た上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位をもって記載することに变更しました。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年7月1日から2017年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2016年7月1日から2017年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物	7,31	6,124	8,447
営業債権及びその他の債権	8,31	6,015	6,388
その他の金融資産	9,31	46	100
その他の流動資産	10	539	548
流動資産合計		12,725	15,485
非流動資産			
有形固定資産	11	979	1,034
のれん	12	45,290	46,067
その他の無形資産	13	5,498	6,059
持分法で会計処理されている投資	14	22	30
その他の金融資産	9,31	880	1,381
繰延税金資産	15	1,167	757
その他の非流動資産	10	0	0
非流動資産合計		53,839	55,330
資産合計		66,564	70,815
<b>負債及び資本</b>			
負債			
流動負債			
借入金	16,31	3,319	2,617
営業債務及びその他の債務	18,31	2,492	2,492
その他の金融負債	17,19,31	252	137
未払法人所得税等		252	877
引当金	21	921	989
その他の流動負債	22	1,609	1,838
流動負債合計		8,848	8,952
非流動負債			
借入金	16,31	38,535	36,880
その他の金融負債	17,19,31	754	917
退職給付に係る負債	20	355	223
引当金	21	179	199
繰延税金負債	15	1,185	1,213
その他の非流動負債	22	58	77
非流動負債合計		41,068	39,511
負債合計		49,916	48,463
資本			
資本金	23	100	674
資本剰余金	23	17,813	11,044
自己株式	23	-	0
その他の資本の構成要素	23,30	387	0
利益剰余金	23	2,461	8,627
親会社の所有者に帰属する持分合計		15,064	20,346
非支配持分		1,583	2,005
資本合計		16,647	22,352
負債及び資本合計		66,564	70,815

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
売上収益	6	32,504	35,514
売上原価	20,26	17,926	18,920
売上総利益		14,578	16,594
販売費及び一般管理費	20,26,30,33	8,956	10,030
その他の営業収益	25	272	283
その他の営業費用	25	168	31
持分法による投資利益	14	3	9
営業利益		5,730	6,825
金融収益	27	496	15
金融費用	27	2,139	958
税引前利益		4,087	5,882
法人所得税費用	15	848	1,672
当期利益		3,238	4,210
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,832	3,706
非支配持分		406	504
当期利益		3,238	4,210
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	29	74.82	97.11
希薄化後1株当たり当期利益(円)	29	74.82	96.57

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
当期利益		3,238	4,210
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	28	30	164
確定給付制度の再測定	20,28	65	11
純損益に振り替えられることのない項目合計		96	153
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	28	875	221
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		875	221
税引後その他の包括利益		971	374
当期包括利益		2,267	4,585
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,078	4,017
非支配持分		188	568
当期包括利益		2,267	4,585

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年7月1日時点の残高	9,393	8,431	-	15	-	187
当期利益	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	15	33	704
当期包括利益合計	-	-	-	15	33	704
所有者による労務拠出	33	100	-	-	-	-
新株予約権の発行	30	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	30	-	-	-	-	-
非支配持分に対する配当金	-	-	-	-	-	-
資本金から資本剰余金への振替	9,293	9,293	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動	-	10	-	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	-	33	-
所有者との取引額合計	9,293	9,382	-	-	33	-
2016年6月30日時点の残高	100	17,813	-	0	-	517
当期利益	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	92	5	224
当期包括利益合計	-	-	-	92	5	224
新株の発行	574	647	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	0	-	-	-
所有者による労務拠出等	33	850	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	30	-	-	-	-	-
非支配持分に対する配当金	24	-	-	-	-	-
非支配持分との取引	23	831	-	-	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	23	7,388	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動	-	46	-	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	-	5	-
所有者との取引額合計	574	6,769	0	-	5	-
2017年6月30日時点の残高	674	11,044	0	93	-	293

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	合計
		新株予約権	合計				
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年7月1日時点の残高		104	306	5,260	12,871	1,447	14,318
当期利益		-	-	2,832	2,832	406	3,238
その他の包括利益		-	754	-	754	217	971
当期包括利益合計		-	754	2,832	2,078	188	2,267
所有者による労務拠出	33	-	-	-	100	-	100
新株予約権の発行	30	2	2	-	2	-	2
株式に基づく報酬取引	30	23	23	-	23	-	23
非支配持分に対する配当金		-	-	-	-	52	52
資本金から資本剰余金への振替		-	-	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動		-	-	-	10	-	10
利益剰余金への振替		-	33	33	-	-	-
所有者との取引額合計		25	59	33	114	52	62
2016年6月30日時点の残高		129	387	2,461	15,064	1,583	16,647
当期利益		-	-	3,706	3,706	504	4,210
その他の包括利益		-	311	-	311	63	374
当期包括利益合計		-	311	3,706	4,017	568	4,585
新株の発行		72	72	-	1,149	-	1,149
自己株式の取得		-	-	-	0	-	0
所有者による労務拠出等	33	-	-	-	850	-	850
株式に基づく報酬取引	30	143	143	-	143	-	143
非支配持分に対する配当金	24	-	-	-	-	105	105
非支配持分との取引	23	-	-	-	831	-	831
資本剰余金から利益剰余金への振替	23	-	-	7,388	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動		-	-	-	46	40	87
利益剰余金への振替		-	5	5	-	-	-
所有者との取引額合計		71	76	7,382	1,265	146	1,119
2017年6月30日時点の残高		200	0	8,627	20,346	2,005	22,352

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		4,087	5,882
減価償却費及び償却費		874	871
金融収益		496	15
金融費用		2,139	958
持分法による投資損益(は益)		3	9
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		573	160
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		235	28
その他		509	59
小計		6,772	7,496
利息及び配当金の受取額		33	18
利息の支払額		1,450	1,120
法人所得税の支払額		690	660
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,665	5,733
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		280	422
無形資産の取得による支出		367	585
投資の取得による支出		29	94
投資の売却、償還による収入		810	16
その他		66	262
投資活動によるキャッシュ・フロー		67	1,348
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入れによる収入		-	230
短期借入金の返済による支出		-	246
長期借入れによる収入		42,676	7
長期借入金の返済による支出		48,207	3,110
新株の発行による収入		-	1,149
非支配持分への配当金の支払額		52	105
その他		18	79
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,602	2,155
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		870	2,229
現金及び現金同等物の期首残高	7	7,178	6,124
現金及び現金同等物に係る換算差額		184	93
現金及び現金同等物の期末残高	7	6,124	8,447

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社マクロミル（以下、「当社」という。）は日本に所在する企業であります。登記している本店は、東京都港区に所在しております。その他主要な事業所の住所はウェブサイトで開示しております。当社の連結財務諸表は、6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下、当社グループ）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されています。

各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2017年9月26日に代表執行役グローバルCEOスコット・アーンスト及び執行役グローバルCFO城戸輝昭によって承認されております。

当社グループの会計方針は2017年6月30日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「3. 重要な会計方針」に記載しております。

#### (2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積もられるかにかかわらず、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。当社グループは資産又は負債の公正価値の見積りに関して、市場参加者が測定日において、当該資産又は負債の価格付けにその特徴を考慮に入れる場合には、その特徴を考慮しております。

連結財務諸表における測定及び開示目的での公正価値は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の公正価値、IAS第17号「リース」のリース取引、及びIAS第36号「資産の減損」の使用価値のような公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定を除き、上記のように決定されています。さらに財務報告目的で、公正価値測定は以下に記述するように、そのインプットが観察可能である程度、及びインプットが公正価値測定全体に与える重要性に応じてレベル1、2、3に分類されます。

- ・レベル1のインプットは、企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格であります。
- ・レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なものであります。
- ・レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプットであります。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 新基準の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2009年11月公表、2014年7月改訂、以下、IFRS第9号）を早期適用しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

##### 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

連結子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別されております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

##### 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、以後は持分法によって会計処理しております。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

#### (2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デューディリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、測定期間）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債



### (3) 外貨換算

#### 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引については、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

#### 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

### (4) 金融商品

#### 金融資産の分類

当社グループは、金融商品にかかる会計処理について、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を早期適用しております。金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。当社グループは、金融資産を事後に償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のとおり分類しております。

#### ( ) 負債性金融商品

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合

・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

##### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、負債性金融商品は「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しております。

#### ( ) 資本性金融商品

##### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループの資本性金融商品は、公正価値で測定し、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合を除いて、その変動を純損益で認識しております。

##### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（取消不能）を行っております。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。資本性金融商品の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。

#### 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか評価しております。この評価には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っております。そうでないものについては、報告日後12ヶ月の予想信用損失を見積っております。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定します。当該測定に係る金額は、純損益で認識します。

また、償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率を基礎として将来の予想信用損失を見積っております。

#### 金融負債の分類

金融負債の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しており、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

#### (5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

#### (6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	3 - 34年
・工具器具及び備品	2 - 20年
・車両	3 - 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (7) のれん及びその他の無形資産

##### のれん

企業結合により生じたのれんは、のれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3. 重要な会計方針 (2) 企業結合」に記載しております。

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません（(9) 非金融資産の減損を参照）。

#### その他の無形資産

無形資産の測定においては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております（（9）非金融資産の減損を参照）。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 20年
- ・パネル資産 10-20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (8) リース

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

#### (9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻りいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(10) 退職後給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当該会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し、算定しております。また、利息費用は、金融費用として計上しております。

確定給付制度債務及び制度資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

また、当社グループの一部の子会社では、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として処理しております。

(11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルを用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

モニタポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(13) 収益

当社グループは、主として、オンラインリサーチをはじめとする各種のマーケット・リサーチに係る、様々なサービスを提供しております。

収益は、サービスの提供から受領する対価の公正価値で測定しており、売上値引や消費税は収益から控除しております。

サービスの提供に関する取引は、以下の条件を全て満たし、取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、期末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い。
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できる。

サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積ることができない場合には、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識しております。

単一の取引に複数の識別可能な構成部分がある場合、その取引を構成要素毎に分割し、構成要素毎に収益を認識しております。

また、複数の取引を一体として考えなければ経済的実態を示さない場合、複数の取引を一体として収益を認識しております。

(14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。当社グループの潜在的普通株式はストック・オプション制度に係るものであります。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・ 収益の認識及び測定（「3. 重要な会計方針(13)」）
- ・ 金融資産の減損（3. 重要な会計方針(4)、注記「8. 営業債権及びその他の債権」、注記「31. 金融商品」）
- ・ 金融商品の公正価値（3. 重要な会計方針(4)、注記「31. 金融商品」）
- ・ 有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り（3. 重要な会計方針(6)(7)、注記「11. 有形固定資産」、注記「13. その他の無形資産」）
- ・ 非金融資産の減損の認識及び測定（3. 重要な会計方針(9)、注記「11. 有形固定資産」、注記「12. のれん」、注記「13. その他の無形資産」）
- ・ 確定給付制度債務の算定（3. 重要な会計方針(10)、注記「20. 従業員給付」）
- ・ 繰延税金資産の回収可能性（3. 重要な会計方針(14)、注記「15. 法人所得税」）
- ・ 引当金の認識・測定における判断及び見積り（「3. 重要な会計方針(12)」、注記「21. 引当金」）
- ・ スtock・オプションの公正価値（「3. 重要な会計方針(11)」、注記「30. 株式に基づく報酬」）

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であります。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要	
IFRS第15号	顧客との契約から 生じる収益	2018年1月1日	2019年6月期	収益認識について会計処理及び開示を改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年6月期	リース取引に係る会計処理及び開示を改訂

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、全世界規模でのオンライン・マーケティング・リサーチを主たる事業内容としております。したがって、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を主に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントとしております。

「マクロミルグループ」は、当社及び株式会社電通マクロミルインサイト、MACROMILL EMBRAIN CO., LTD.等の子会社で構成されております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V.、MetrixLab US, Inc.等の子会社で構成されております。

(2) セグメント収益及び業績

前連結会計年度(自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)

	報告セグメント			調整額	連結
	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計		
	百万円	百万円	百万円		
売上収益					
外部収益	25,814	6,690	32,504	-	32,504
セグメント間収益	12	106	118	118	-
合計	25,827	6,796	32,623	118	32,504
セグメント利益 (営業利益)	5,218	511	5,730	-	5,730
金融収益					496
金融費用					2,139
税引前利益					4,087
(その他の損益項目)					
減価償却費及び償却費	476	397	874	-	874

当連結会計年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

	報告セグメント			調整額	連結
	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計		
	百万円	百万円	百万円		
売上収益					
外部収益	28,517	6,997	35,514	-	35,514
セグメント間収益	18	153	172	172	-
合計	28,536	7,150	35,686	172	35,514
セグメント利益 (営業利益)	6,067	758	6,825	-	6,825
金融収益					15
金融費用					958
税引前利益					5,882
(その他の損益項目)					
減価償却費及び償却費	510	360	871	-	871

なお、マクロミルグループ内のMACROMILL EMBRAIN CO., LTD.の収益及び業績についてはウォン建てで管理しており、MetrixLabグループの収益及び業績についてはユーロ建てで管理しておりますが、それぞれの換算レートは、前連結会計年度につきましては1ウォン0.100円及び1ユーロ129.5円であり、当連結会計年度につきましては1ウォン0.096円及び1ユーロ118.9円で換算しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

当社グループのサービスはマーケティング・リサーチの単一サービス事業のため記載を省略しております。

(4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

外部顧客からの売上収益

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
日本	23,320	25,650
海外	9,184	9,863
合計	32,504	35,514

(注) 売上収益は、販売が発生した所在地を基礎として分類しております。なお、海外区分に属する主な国は、韓国、オランダ、英国、フランス、米国であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において、日本を除き、外部顧客からの売上収益が重要な単一の国はありません。

非流動資産

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
日本	40,329	40,724
海外	11,439	12,437
合計	51,768	53,161

(注) 非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産を含んでおりません。なお、海外の非流動資産にはMetrixLabグループののれんが前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ6,475百万円及び7,252百万円含まれております。

(5) 主要な顧客に関する情報

当社グループの「マクロミルグループ」は、株式会社電通及びその関係会社に対してサービスを提供しております。

当該顧客に対する売上収益は、前連結会計年度において5,130百万円（連結売上収益の15.78%）、当連結会計年度において5,312百万円（同14.96%）であります。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物		
現金及び預金	6,124	8,447
合計	6,124	8,447

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	5,983	6,358
未収入金	47	50
その他	39	38
貸倒引当金	56	57
合計	6,015	6,388

(注) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

9. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
その他の金融資産		
株式(注1)	224	465
敷金・保証金	593	674
その他	108	342
合計	927	1,482
流動資産(その他の金融資産)	46	100
非流動資産(その他の金融資産)	880	1,381

(注1) 株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、債券は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
銘柄	百万円	百万円
株式会社クロス・マーケティンググループ	180	396
その他	44	69
合計	224	465



10. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
その他の資産		
前払費用	246	301
未収法人税等	147	101
仕掛品	76	62
未収消費税	38	39
その他	30	43
合計	539	548
流動資産(その他の流動資産)	539	548
非流動資産(その他の非流動資産)	0	0

11.有形固定資産

(1)有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	工具器具 及び備品	車両	建設 仮勘定	土地	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度末 (2016年6月30日)						
取得原価	1,039	1,920	88	93	0	3,142
減価償却累計額及び減損損失累計額	611	1,516	35	-	-	2,163
帳簿価額	428	403	53	93	0	979
当連結会計年度末 (2017年6月30日)						
取得原価	1,261	2,174	97	-	0	3,534
減価償却累計額及び減損損失累計額	710	1,744	45	-	-	2,500
帳簿価額	551	430	51	-	0	1,034

有形固定資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	工具器具 及び備品	車両	建設 仮勘定	土地	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首 (2015年7月1日)	472	313	50	-	0	836
取得	57	121	40	273	-	493
売却又は処分	15	19	17	-	-	53
科目振替	-	179	0	179	-	0
減価償却費	86	165	10	-	-	261
在外営業活動体の換算差額	0	25	9	0	-	35
前連結会計年度末 (2016年6月30日)	428	403	53	93	0	979
取得	198	71	12	17	-	300
売却又は処分	0	3	4	-	-	8
科目振替	-	111	-	111	-	-
減価償却費	83	162	15	-	-	261
在外営業活動体の換算差額	7	10	5	-	-	23
当連結会計年度末 (2017年6月30日)	551	430	51	-	0	1,034

(注)有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれておりません。

(2)リース資産

車両に含まれるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、前連結会計年度50百万円、当連結会計年度51百万円であります。

12. のれん

(1) のれんの取得原価、減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
取得原価	48,938	50,147
減損損失累計額	3,647	4,080
帳簿価額	45,290	46,067

のれんの帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
期首残高	46,583	45,290
在外営業活動体の換算差額	1,292	776
期末残高	45,290	46,067

(2) 資金生成単位グループへののれんの配分額

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。のれんの帳簿価額の資金生成単位グループ別内訳は、次のとおりであります。

事業セグメント	資金生成単位 グループ	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
		百万円	百万円
マクロミルグループ	マクロミルグループ	38,815	38,815
MetrixLabグループ	MetrixLabグループ	6,475	7,252
	合計	45,290	46,067

(3) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、過去の経験を反映し経営者が承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストにより現在価値に割引いて算定しております(前連結会計年度7.5%~10.9%、当連結会計年度6.5%~10.9%)。各資金生成単位グループにおける事業計画の5年を超える期間のキャッシュ・フローを予測するために用いられた成長率は、資金生成単位グループが属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を用いており資金生成単位グループが活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。

当社グループは、事業用資産について独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、資産のグルーピングを行っております。

前連結会計年度において、マクロミルグループに配分されたのれんについて、仮に各期の見積キャッシュ・フローが60.8%減少した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。また、割引率が合理的に予測可能な範囲で上昇したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。MetrixLabグループに配分されたのれんについて、仮に各期の見積キャッシュ・フローが26.2%減少した場合、又は割引率が2.7%上昇した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

当連結会計年度において、マクロミルグループに配分されたのれんについて、仮に各期の将来の見積キャッシュ・フローが74.5%減少した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。また、割引率が合理的に予測可能な範囲で上昇したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。MetrixLabグループに配分されたのれんについて、仮に各期の将来の見積キャッシュ・フローが43.5%減少した場合、又は割引率が5.9%上昇した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

上記の減損計上の余裕度に関する推定は、各期の将来の見積キャッシュ・フローの減少及び割引率の上昇がそれぞれ単独で発生するとの仮定に基づき記載しております。

13. その他の無形資産

(1) 無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	ソフトウェア	顧客関連資産	パネル資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度末 (2016年6月30日)					
取得原価	3,431	4,015	1,029	153	8,630
償却累計額及び減損損失累計額	2,599	351	125	55	3,131
帳簿価額	832	3,663	904	97	5,498
当連結会計年度末 (2017年6月30日)					
取得原価	4,046	4,491	1,151	245	9,935
償却累計額及び減損損失累計額	2,960	617	219	77	3,875
帳簿価額	1,085	3,874	931	168	6,059

無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	ソフトウェア	顧客関連資産	パネル資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首 (2015年7月1日)	790	4,636	1,170	157	6,755
取得	92	-	-	251	344
売却又は処分	8	-	-	-	8
償却費	289	227	80	17	615
在外営業活動体の換算差額	35	745	185	11	977
その他	281	-	-	281	-
前連結会計年度末 (2016年6月30日)	832	3,663	904	97	5,498
取得	54	-	-	577	631
売却又は処分	-	-	-	-	-
償却費	305	208	74	19	607
在外営業活動体の換算差額	11	418	101	4	537
その他	491	-	-	491	-
当連結会計年度末 (2017年6月30日)	1,085	3,874	931	168	6,059

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

連結財政状態計算書に計上されている無形資産で重要なものは、顧客関連資産、パネル資産であります。当該無形資産は、2014年10月24日に、新たに設立した中間持株会社Siebold Intermediate B.V.を介して、MetrixLab Holding B.V.の株式の100%を取得した際に発生したものであります。残存償却年数はそれぞれ17年であり、定額法で均等償却をしています。費用として認識した研究開発費は、前連結会計年度36百万円、当連結会計年度21百万円であります。

(2) 担保提供資産

注記「16.借入金」参照。

14. 持分法で会計処理されている投資

関連会社に関する情報は次のとおりであります。なお、当社グループにとって重要な関連会社はありません。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	22	30
当期利益に対する持分	3	9
その他の包括利益に対する持分	-	-
包括利益合計に対する持分	3	9

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)

	2015年	純損益を通	その他の包	2016年
	7月1日	じて認識	括利益にお	6月30日
	百万円	百万円	いて認識	百万円
<b>繰延税金資産</b>				
モニタポイント引当金	293	9	-	302
為替差損	89	189	-	279
減損損失	151	29	-	122
繰越欠損金	1,100	381	-	719
未払有給休暇	116	4	-	111
退職給付に係る負債	122	27	22	118
その他	136	110	-	25
合計	2,009	353	22	1,679
<b>繰延税金負債</b>				
顧客関連資産	1,159	243	-	915
パネル資産	292	66	-	226
金融負債	134	84	-	218
その他	291	25	18	335
合計	1,878	200	18	1,696

(注)外貨換算差額は、純損益を通じて認識に含めて表示しております。

当連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

	2016年	純損益を通	その他の包	2017年
	7月1日	じて認識	括利益にお	6月30日
	百万円	百万円	いて認識	百万円
<b>繰延税金資産</b>				
モニタポイント引当金	302	10	-	291
為替差損	279	83	-	195
減損損失	122	53	-	69
繰越欠損金	719	544	-	175
未払有給休暇	111	10	-	100
退職給付に係る負債	118	25	2	89
その他	25	351	-	377
合計	1,679	379	2	1,299
<b>繰延税金負債</b>				
顧客関連資産	915	52	-	968
パネル資産	226	6	-	232
金融負債	218	43	-	262
その他	335	21	65	291
合計	1,696	124	65	1,755

(注)外貨換算差額は、純損益を通じて認識に含めて表示しております。

前連結会計年度(2016年6月30日)及び当連結会計年度(2017年6月30日)において、繰延税金資産を認識した税務上の繰越欠損金の残高がありますが、本欠損金が発生した要因は、再発が予測されない一過性のものであり、取締役会において承認された事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いものと判断しております。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
税務上の繰越欠損金	329	514
将来減算一時差異	793	257
合計	1,123	771

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	329	514
合計	329	514

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ192百万円及び327百万円であります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

## (2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
当期税金費用	481	1,352
繰延税金費用	367	319
合計	848	1,672

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	%	%
法定実効税率	35.4	30.9
評価性引当額の増減	17.6	2.8
税率変更による影響	2.9	1.2
永久差異	0.0	0.6
住民税均等割	0.2	0.2
税額控除等	0.4	1.0
海外税率差	1.2	0.8
その他	1.9	0.1
平均実際負担税率	20.8	28.4

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度においては35.4%、当連結会計年度においては、新株発行等により当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税の適用対象会社になったことより、30.9%となっております。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から、2017年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

16. 借入金

(1) 借入金の内訳

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)	平均利率	返済期限
	百万円	百万円	%	
短期借入金	210	214	2.57%	-
1年内返済予定の長期借入金	3,108	2,403	1.15%	2017年7月～ 2018年6月末
長期借入金	38,535	36,880	1.11%	2018年7月～ 2022年3月末
合計	41,854	39,498	-	-
流動負債合計	3,319	2,617	-	-
非流動負債合計	38,535	36,880	-	-

(注) 平均利率については、借入金の当連結会計年度末残高に対する契約上の加重平均利率を記載しております。

当社は、2017年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。  
なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

純資産維持

2017年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2017年6月第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%及び直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

利益維持

2017年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、当該遵守に関する最初の判定は、2018年6月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 担保に供している資産

「(1) 借入金の内訳」のうち1年内返済予定の長期借入金(前連結会計年度3,108百万円)、長期借入金(前連結会計年度38,533百万円、当連結会計年度14百万円)の担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	3,111	-
営業債権及びその他の債権	3,200	-
無形資産	17	0
合計	6,329	0

なお、前連結会計年度においては、上記以外に連結上相殺消去されている関係会社株式2,137百万円を担保に供しております。



17. リース

(1) ファイナンス・リース

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低リース料総額の合計及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

	最低支払リース料総額		最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円	百万円	百万円
1年以内	17	14	16	14
1年超5年以内	29	30	28	28
5年超	-	-	-	-
合計	47	44	45	42
将来財務費用	1	1	-	-
リース債務の現在価値	45	42	45	42

(2) オペレーティング・リース

費用として認識された解約可能オペレーティング・リース契約の最低リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
最低リース料総額	62	36

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
未払金	1,729	1,736
未払費用	715	624
その他	46	131
計	2,492	2,492

19. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
その他の金融負債		
リース債務	45	42
未払費用	133	123
未払金(注1)	827	888
合計	1,006	1,054
流動負債(その他の金融負債)	252	137
非流動負債(その他の金融負債)	754	917

(注1) 前連結会計年度については、注記「33. 関連当事者」を、当連結会計年度については、注記「31. 金融商品」を参照。

## 20. 従業員給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付に備え、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに確定拠出制度を設けております。

2016年6月に当社グループの一部の子会社は、従業員の退職金制度を2017年1月1日に改定することを決定しました。この制度変更は、2017年1月1日以降の給付について、従来の確定給付企業年金制度を凍結し、確定拠出年金制度を導入するとともに、給付水準の見直し等を行うものです。

この制度変更に伴い、当該子会社は、制度変更日に確定給付制度債務を減額し過去勤務費用を純損益に認識しています。当該制度変更により、当連結会計年度において、純損益に認識された過去勤務費用は、134百万円（貸方）であり、当連結会計年度の連結損益計算書の売上原価を86百万円、販売費及び一般管理費を47百万円、それぞれ減額しております。また同時に確定給付企業年金制度の確定給付制度債務及び制度資産を再測定しております。

## (1) 確定給付制度債務に係る資産及び負債

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
確定給付制度債務の現在価値	1,172	1,038
制度資産の公正価値	816	815
確定給付制度債務（純額）の期末残高	355	223
連結財政状態計算書の認識額		
退職給付に係る負債	355	223
退職給付に係る資産	-	-

## (2) 確定給付制度債務

## 確定給付制度債務の増減

確定給付制度債務の現在価値の変動は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
確定給付制度債務の期首残高	1,122	1,172
当期勤務費用	84	49
過去勤務費用	-	134
利息費用	17	7
再測定	88	6
給付支払額	112	64
在外営業活動体の換算差額	29	14
その他	1	0
確定給付制度債務の期末残高	1,172	1,038

当期勤務費用は、連結損益計算書上の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。利息費用は、連結損益計算書上の「金融費用」に含まれています。

将来キャッシュ・フローへの影響  
確定給付制度債務の現在価値の評価に当たって使用された重要な数理計算上の仮定は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
割引率	0.10% ~ 2.04%	0.40% ~ 2.84%

重要な数理計算上の仮定についての感応度分析は以下のとおりです。

重要な数理計算上の仮定が0.5%上昇した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響を示しております。当分析は、他の数理計算上の仮定はすべて一定とした上で実施しております。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
割引率が0.5%上昇時の影響額	56	37

当連結会計年度末における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは7.3年であります。

### (3) 確定給付制度資産

当社グループの確定給付制度資産

株式、債券、及びその他の適切な資産の組み合わせからなる年金制度の資産配分については、長期戦略が設定されております。これは、異なる資産クラスは異なる長期運用収益をもたらす、また、資産クラスの中には他より変動性が高いものがある、という認識に基づいております。長期戦略により、投資は十分に多様化しております。アセット・マネージャーには、その時々に応じて受託者と合意した管理幅の範囲内で長期戦略から乖離して柔軟に資産配分を行うことが認められております。

確定給付制度資産の増減

制度資産の公正価値の変動は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
制度資産の期首残高	843	816
利息収益	11	4
再測定		
制度資産に係る期待収益(利息収益に含まれる金額を除く)	2	3
事業主拠出	44	34
給付支払額	61	50
在外営業活動体の換算差額	18	8
その他	5	1
制度資産の期末残高	816	815

制度資産の公正価値

制度資産の主な項目ごとの内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
債券(注1)	84	93
生保一般勘定(注2)	732	721
合計	816	815

(注1) 全て海外に対する債券であります。

(注2) 個人保険や企業年金資産等を合同して一つの勘定で運用するもので、元本と一定の利率が保証されています。

(注3) 制度資産は、活発な市場での市場価格がないもので運用しております。なお、制度資産には、当社及び連結子会社の普通株式、当社及び連結子会社により占有されている有形固定資産は含まれておりません。

将来キャッシュ・フローへの影響

当社グループは、翌連結会計年度(2018年6月期)に34百万円の掛金を制度資産へ拋出する予定であります。

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識された金額は、前連結会計年度が49百万円、当連結会計年度が85百万円であります。

(5) 従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる従業員給付に係る費用は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
報酬及び給与	8,512	9,102
従業員賞与	912	927
有給休暇費用	110	81
退職給付費用	160	14
法定福利費	1,267	1,349
合計	10,964	11,476

従業員給付費用は、連結損益計算書上の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。

21. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度

	モニタポイント 引当金 百万円	資産除去債務 百万円	合計 百万円
2015年7月1日残高	931	186	1,118
期中増加額	908	-	908
割引計算の期間利息費用	-	2	2
期中減少額(目的使用)	809	9	819
期中減少額(戻入)	83	-	83
在外営業活動体の換算差額	26	-	26
2016年6月30日残高	921	179	1,100
流動負債	921	-	921
非流動負債	-	179	179

当連結会計年度

	モニタポイント 引当金 百万円	資産除去債務 百万円	合計 百万円
2016年7月1日残高	921	179	1,100
期中増加額	906	18	925
割引計算の期間利息費用	-	2	2
期中減少額(目的使用)	772	-	772
期中減少額(戻入)	77	-	77
在外営業活動体の換算差額	11	-	11
2017年6月30日残高	989	199	1,189
流動負債	989	-	989
非流動負債	-	199	199

モニタポイント引当金

モニタポイント引当金は、当社グループが実施したリサーチに回答したパネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、過年度の実績等を踏まえ、各連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。なお、当該ポイントの顧客による使用には不確実性があります。

資産除去債務

将来の資産除去に向けて、本物品川イーストワンタワー、品川リバーサイドオフィス、その他新宿や大阪等の建物の除去について計上しております。

## 22. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
その他の負債		
未払有給休暇	464	484
未払賞与	358	437
未払消費税等	374	410
前受金	284	372
預り金	121	124
その他	65	86
合計	1,668	1,915
流動負債(その他の流動負債)	1,609	1,838
非流動負債(その他の非流動負債)	58	77

## 23. 資本及びその他の資本項目

### (1) 授権株式数、発行済株式数

授権株式数、発行済株式数の残高の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数	発行済株式数
	株	株
前連結会計年度期首(2015年7月1日)	5,000,000	378,588
期中増減	-	-
前連結会計年度(2016年6月30日)	5,000,000	378,588
期中増減(注2)(注3)	146,435,200	38,444,812
当連結会計年度(2017年6月30日)	151,435,200	38,823,400

(注1) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済となっております。

(注2) 授権株式数は、2016年9月28日付の定款の一部変更で3,485,648株減少し、また、2016年9月30日付の株式分割で授権株式総数が、149,920,848株増加した結果、授権株式総数は151,435,200株となっております。

(注3) 発行済株式数は、2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、新株予約権の行使により476,800株、有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)により487,800株増加しております。

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(2) 資本剰余金及び利益剰余金

当社は、注記「33.関連当事者」に記載のとおり、新規株式公開に伴い、Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約を変更したことに伴い、所有者との取引として資本剰余金850百万円が変動しております。

また、非支配持分との取引は、連結子会社Precision Sample, LLCの非支配株主に対して保有持分に関するプット・オプションを発行しておりますが、当該プット・オプションに基づく負債を資本剰余金から金融負債に組替えたものであります。当該取引の内容は注記「31.金融商品の公正価値」をご参照ください。

当社は、2016年9月9日付の取締役会決議により、同日付で会社法第452条及び会社計算規則第153条の規定に基づき、資本剰余金を取り崩し、利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補しました。この結果、資本剰余金が7,388百万円減少し、利益剰余金が同額増加しました。

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

(3) 自己株式

自己株式数及び残高の増減は以下のとおりであります。

	株式数	金額
	株	百万円
前連結会計年度期首(2015年7月1日)	-	-
期中増減	-	-
前連結会計年度(2016年6月30日)	-	-
期中増減(注)	55	0
当連結会計年度(2017年6月30日)	55	0

(注) 期中増減は、単元未満株式の買取りによるものです。

(4) 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、金額及び契約条件等は、注記「30.株式に基づく報酬」に記載しております。

24. 配当金

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。なお、連結持分変動計算書に記載の「非支配持分に対する配当金」は、当社の連結子会社である株式会社電通マクロミルインサイトから同社の非支配株主に対して支払われたものであります。

決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	百万円	円		
2017年8月24日 取締役会決議	194	5	2017年6月30日	2017年9月27日

25. その他の営業収益及びその他の営業費用

その他の営業収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
消費税等簡易課税差額収入	183	222
為替差益	48	-
雑収入	40	61
合計	272	283

その他の営業費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
固定資産除却損	23	-
為替差損	-	19
その他	144	11
合計	168	31

26. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
人件費	6,467	6,630
モニタ費	4,303	4,749
外注費	4,243	4,545
その他	2,912	2,994
合計	17,926	18,920

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
人件費	5,313	5,831
支払報酬	861	1,212
その他	2,781	2,986
合計	8,956	10,030



27. 金融収益及び費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	13	12
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	3	2
為替差益(注)	478	-
その他	2	-
合計	496	15

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	1,668	836
為替差損(注)	-	95
期限前弁済に伴う借入金償還損	465	-
上場手数料	-	21
その他	5	5
合計	2,139	958

(注) 為替差益及び為替差損は、外貨建借入金に係るものです。

## 28. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）

	当期 発生額	組替 調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	49	-	49	18	30
確定給付制度の再測定	87	-	87	22	65
純損益に振り替えられることのない項目合計	137	-	137	41	96
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	875	-	875	-	875
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	875	-	875	-	875
合計	1,012	-	1,012	41	971

当連結会計年度（自2016年7月1日 至2017年6月30日）

	当期 発生額	組替 調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	230	-	230	65	164
確定給付制度の再測定	14	-	14	2	11
純損益に振り替えられることのない項目合計	216	-	216	63	153
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	221	-	221	-	221
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	221	-	221	-	221
合計	437	-	437	63	374

その他の資本の構成要素の内容及び目的

在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された海外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

確定給付制度の再測定

確定給付制度における期首時点の数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じ公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動の累積額であります。売却時または処分時に利益剰余金に振り替えております。

## 29. 1株当たり利益

2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施することを決議しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(百万円)	2,832	3,706
当期利益調整額	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	2,832	3,706
期中平均普通株式数(株)	37,858,800	38,165,052
新株予約権による普通株式増加数	-	211,473
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	37,858,800	38,376,525
基本的1株当たり当期利益(円)	74.82	97.11
希薄化後1株当たり当期利益(円)	74.82	96.57

(注) 前連結会計年度において「30.株式に基づく報酬」に記載の潜在株式は、いずれも希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当期利益(損失)の算定に含めておりません。

また、希薄化効果を有しないために希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要は以下のとおりです。

第1回新株予約権 (普通株式335,500株)	第2回新株予約権 (普通株式275,600株)
第2回新株予約権 (普通株式551,100株)	第3回新株予約権 (普通株式122,800株)
第3回新株予約権 (普通株式122,800株)	第4回新株予約権 (普通株式901,650株)
第4回新株予約権 (普通株式1,202,200株)	第5回新株予約権 (普通株式272,400株)
第5回新株予約権 (普通株式272,400株)	第6回新株予約権 (普通株式93,000株)
第6回新株予約権 (普通株式93,000株)	第7回新株予約権 (普通株式285,500株)
	第8回新株予約権 (普通株式376,000株)
	第9回新株予約権 (普通株式75,000株)
	第10回新株予約権 (普通株式24,000株)

30. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。

なお、当社は2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して記載しております。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)		当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)	
	株式数	加重平均行使価格	株式数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首未行使残高	2,015,700	503	2,577,000	519
付与	1,567,600	527	897,000	450
行使	-	-	476,800	500
失効	1,006,300	500	22,000	450
期末未行使残高	2,577,000	519	2,975,200	501
期末行使可能残高	137,700	500	523,350	531
加重平均残存契約年数(年)		8.1		6.8

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの公正価値は、以下の前提条件に基づき、二項モデルを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社のストック・オプション制度に基づき発行されたストック・オプションの各測定日における加重平均公正価値はそれぞれ139円及び124円です。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)		
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与日の株価(円)	550	450	450
行使価格(円)	550	450	450
予想ボラティリティ(%)	30	30	30
予想残存期間(年)	10	5	5
予想配当(%)	1.5	1.5	1.5
リスクフリーレート(%)	0.327	0.176	0.196

	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)			
	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
付与日の株価(円)	450	450	450	450
行使価格(円)	450	450	450	450
予想ボラティリティ(%)	30	30	30	30
予想残存期間(年)	10	5	5	5
予想配当(%)	1.5	1.5	1.5	1.5
リスクフリーレート(%)	0.151	0.254	0.254	0.254

## (4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度において23百万円であり、当連結会計年度において143百万円であります。

## 31. 金融商品

## (1) 資本管理

当社グループは、グループ企業が継続企業として継続し、負債と資本の最適化を通じて企業価値を最大化することを目指して資本管理を行っております。

各報告日時点の借入金から現金及び現金同等物を控除した差引額、及び資本（親会社の所有者に帰属する部分）の残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
借入金	41,854	39,498
現金及び現金同等物	6,124	8,447
差引額	35,730	31,051
親会社の所有者に帰属する持分合計	15,064	20,346

当社グループは、財務指標のモニタリングを当社の財務経理本部が行っております。

なお、当社グループの借入契約に基づく借入金（前連結会計年度41,567百万円、当連結会計年度39,192百万円）について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、前連結会計年度及び当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。

当該財務制限条項について非遵守の場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません（財務制限条項及びその非遵守の影響については、注記「16. 借入金」参照）。

## (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。また、資金調達についてはその時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

## (3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行となることにより、当社グループに財務上の損失が発生するリスクであります。営業債権について、当社グループは各社ごとの与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制とし、発生から一定期間を超えた営業債権については、債務不履行であると考え、減損処理の対象としております。

営業債権については、過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因のほか、全般的なマクロ経済の動向等も考慮のうえで、単純化したアプローチにより、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、契約上の支払の期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権、及び契約上の支払の期日より1年以上入金のない滞留債権を、信用減損した売上債権としております。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しております。

金融資産については、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保及びその他の信用補完するものは、ありません。なお、当社グループの債権のうち、特定の相手先グループに対して集中した信用リスクを負っておりますため、詳細につき「信用リスクの集中」にて記載しております。

予想信用損失の変動

営業債権の帳簿価額及びこれらに対する貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

営業債権	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	信用減損している金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高(2015年7月1日)	5,727	50	5,777
当期の増減	120	85	205
期末残高(2016年6月30日)	5,847	135	5,983

貸倒引当金	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	信用減損している金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高(2015年7月1日)	19	19	38
増加	28	4	32
減少(戻入)	10	4	14
在外営業活動体の換算差額	0	0	0
期末残高(2016年6月30日)	36	19	56

当連結会計年度

営業債権	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	信用減損している金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高(2016年7月1日)	5,847	135	5,983
当期の増減(認識及び認識の中止)	389	62	327
信用減損金融資産への振替	3	3	-
在外営業活動体の換算差額	46	1	47
期末残高(2017年6月30日)	6,280	78	6,358

貸倒引当金	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	信用減損している金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高(2016年7月1日)	36	19	56
増加	4	5	9
減少(戻入)	8	0	8
信用減損金融資産への振替	3	3	-
在外営業活動体の換算差額	0	0	1
期末残高(2017年6月30日)	28	29	57

信用リスク格付け

当社グループによる信用リスク格付けごとの内訳は以下のとおりであります。

営業債権	前連結会計年度 (自 2014年7月1日 至 2015年6月30日)		当連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)	
	全期間の 予想信用損失	営業債権	全期間の 予想信用損失	営業債権
	百万円	百万円	百万円	百万円
A	36	5,847	28	6,280
B	1	57	1	36
C	17	78	28	41
合計	56	5,983	57	6,358

営業債権の格付けは以下のとおり実施しております。

- A. 正常債権
- B. 期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権
- C. 回収期日を1年以上経過している滞留債権

信用リスクの集中

当社グループは、株式会社電通及びその関係会社に対して営業債権を保有しております。

当該顧客に対する営業債権は、前連結会計年度において913百万円（営業債権総額の15.27%）、当連結会計年度において859百万円（営業債権総額の13.51%）であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

前連結会計年度（2016年6月30日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	2,492	2,492	2,492	-	-	-	-	-
借入金	41,854	45,105	3,988	3,961	3,929	3,849	29,375	-
その他の金融負債	1,006	1,006	252	104	100	100	100	350
合計	45,354	48,604	6,733	4,065	4,029	3,949	29,475	350

当連結会計年度（2017年6月30日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	2,492	2,492	2,492	-	-	-	-	-
借入金	39,498	40,347	2,617	2,494	2,403	2,403	30,429	-
その他の金融負債	1,054	1,054	137	154	173	192	396	-
合計	43,044	43,891	5,246	2,786	2,576	2,595	30,825	-

報告日現在におけるコミットメントライン総額と借入実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
コミットメントライン総額	1,500	4,500
借入実行残高	-	-
差引額	1,500	4,500



(5) 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には 為替変動リスク、金利変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品のうち、当該市場リスクにさらされているものは、主として、(旧)マクロミル、及びMetrixLab Holding B.V.の買収資金を調達した際の長期借入金であります。

為替変動リスク

1) 為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主にユーロ、米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

為替変動リスクは、主として、MetrixLab Holding B.V.の買収資金を外貨建ての長期借入金で調達したことにより生じます。

為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

当社グループの主な為替リスクに対するエクスポージャー(純額)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当連結会計年度 (2017年6月30日)
	百万円	百万円
米ドル	4,778	2,970
ユーロ	52	769

(注)上記の は、負債を意味しております。

2) 為替感応度分析

各連結会計年度末において保有する外貨建金融商品について米ドル、ユーロが機能通貨に対して1%増加した場合の税引前利益に与える影響額は、次のとおりであります。計算にあたり使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
税引前利益		
米ドル	47	29
ユーロ	0	7

金利変動リスク

1) 金利変動リスク管理

金利変動リスクは、主として、(旧)マクロミル及びMetrixLab Holding B.V.の買収資金として、変動利付の長期借入を行っていることにより生じます。

変動金利相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

2) 金利感応度分析

各連結会計年度末において、金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響額は、次のとおりであります。計算にあたり使用した変動要因以外の要因(為替レートなど)は一定であると仮定しております。

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
税引前利益	418	394

(6) 金融商品の公正価値

公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としております。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しております。

(b) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

公正価値のヒエラルキー

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2016年6月30日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	180	-	44	224
合計	180	-	44	224

当連結会計年度（2017年6月30日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	396	-	69	465
合計	396	-	69	465
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
プット・オプションに基づく負債	-	-	888	888
合計	-	-	888	888

各連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

償却原価で測定する金融商品

当社グループが保有する償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)		当連結会計年度 (2017年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
借入金	41,854	41,854	39,498	39,498

重要なインプットが直接又は間接に観察可能である償却原価で測定する金融商品は、レベル2に分類しております。

#### 評価技法とインプット

レベル2に分類される借入金の公正価値測定に用いられる評価技法は割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは割引率となっております。

レベル3に分類されるプット・オプションに基づく負債の公正価値は、観察不能なインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法で算定した金額で評価しているため、レベル3に分類しております。

割引率が上昇した場合は、レベル2及びレベル3に分類される公正価値は減少する関係にあります。一方、割引率が低下した場合は、公正価値は増加する関係にあります。

なお、レベル3に分類される非上場株式は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しております。

また、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な観察可能でないインプット(レベル3)を使用して経常的に公正価値で測定される資産及び負債の期首から期末までの変動は次のとおりです。

前連結会計年度(自2015年7月1日 至2016年6月30日)

#### 決算日時点での公正価値測定

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計
	百万円	百万円
期首残高	43	43
利得及び損失合計		
その他の包括利益(注)	1	1
購入	-	-
売却	-	-
期末残高	44	44

(注) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

当連結会計年度（自2016年7月1日 至2017年6月30日）

決算日時点での公正価値測定

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計
	百万円	百万円
期首残高	44	44
利得及び損失合計		
その他の包括利益（注）	15	15
購入	10	10
売却	0	0
期末残高	69	69

（注） その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

決算日時点での公正価値測定

	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	合計
	百万円	百万円
期首残高	-	-
発行	831	831
その他	57	57
期末残高	888	888

### 32. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合(%)
株式会社エムキューブ	日本	マクロミルグループ	73.9
株式会社エムプロモ	日本	マクロミルグループ	100.0
MACROMILL EMBRAIN CO.,LTD.	韓国	マクロミルグループ	51.0
株式会社マクロミルケアネット	日本	マクロミルグループ	85.1
株式会社電通マクロミルインサイト	日本	マクロミルグループ	52.0
Siebold Intermediate B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab Holding B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab Nederland B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab UK Ltd.	英国	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab France SARL	フランス	MetrixLabグループ	100.0
MetrixLab US, Inc.	米国	MetrixLabグループ	100.0
明路市場調査(上海)有限公司	中国	MetrixLabグループ	90.0
Precision Sample, LLC	米国	MetrixLabグループ	55.0
その他12社			

### 33. 関連当事者

#### (1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自2015年7月1日 至2016年6月30日)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額 百万円	未決済金額 百万円
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	Management Agreement (注)	100	850

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算しますが、2017年1月25日締結のBain Capital Private Equity, LPとのマネジメント修正契約に基づき、新規株式公開に伴い、Bain Capital Private Equity, LPに対して支払う未決済額を300百万円に修正しております。

当連結会計年度(自2016年7月1日 至2017年6月30日)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額 百万円	未決済金額 百万円
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	Management Agreement (注)	372	-

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、新規株式公開に伴い、Bain Capital Private Equity, LPに対して支払う未決済額を300百万円に修正しております。なお、支払いは完了しております。

#### (2) 主要な経営幹部に対する報酬

	前連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当連結会計年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
	百万円	百万円
短期報酬	337	375
株式報酬	23	114
合計	360	489

### 34. 後発事象

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	-	17,372	27,365	35,514
税引前四半期利益又は税引前利益(百万円)	-	3,115	4,890	5,882
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	-	1,850	2,956	3,706
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	-	48.87	77.92	97.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	-	27.08	29.03	19.30

(注) 1. 当社は、2017年3月22日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2016年9月30日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期(当期)利益を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,347	4,229
受取手形	25	70
売掛金	2,430	4,322
仕掛品	19	16
貯蔵品	10	22
前払費用	193	171
関係会社短期貸付金	2,948	2,112
未収入金	412	413
繰延税金資産	991	531
その他	493	492
貸倒引当金	4	3
流動資産合計	8,948	10,609
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,218	1,274
工具、器具及び備品	1,215	1,223
土地	0	0
建設仮勘定	93	-
有形固定資産合計	528	498
無形固定資産		
ソフトウェア	639	913
ソフトウェア仮勘定	32	113
のれん	34,884	32,919
その他	210	87
無形固定資産合計	35,566	34,033
投資その他の資産		
投資有価証券	42	52
関係会社株式	2,395	3,959
関係会社長期貸付金	2,730	7,076
敷金及び保証金	435	514
破産更生債権等	480	476
繰延税金資産	102	297
その他	6	6
貸倒引当金	80	76
投資その他の資産合計	11,849	11,907
固定資産合計	47,944	46,438
資産合計	56,893	57,048

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	4,120	4,128
短期借入金	445	445
1年内返済予定の長期借入金	2,310	2,403
未払費用	224	209
未払法人税等	1	412
未払消費税等	172	210
前受金	81	89
賞与引当金	178	186
役員賞与引当金	73	82
モニタポイント引当金	803	859
その他	44	52
流動負債合計	6,340	6,173
固定負債		
長期借入金	2,390	37,638
資産除去債務	131	151
固定負債合計	39,151	37,790
負債合計	45,492	43,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	674
資本剰余金		
資本準備金	25	599
その他資本剰余金	18,661	11,272
資本剰余金合計	18,686	11,872
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,388	533
利益剰余金合計	7,388	533
自己株式	-	0
株主資本合計	11,397	13,080
新株予約権	4	4
純資産合計	11,401	13,084
負債純資産合計	56,893	57,048



## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)	当事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)
売上高	1 211	1 20,045
売上原価	1 80	1 9,518
売上総利益	131	10,526
販売費及び一般管理費	2 29	2 8,296
営業利益	101	2,230
営業外収益		
受取利息	1 0	1 183
受取配当金	-	1 114
消費税等簡易課税差額収入	-	222
その他	1	1 79
営業外収益合計	1	599
営業外費用		
支払利息	1 1	1 630
為替差損	11	138
支払手数料	-	453
その他	0	110
営業外費用合計	13	1,332
経常利益	89	1,497
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	7,392	-
特別損失合計	7,392	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	7,302	1,497
法人税、住民税及び事業税	1	697
法人税等調整額	13	266
法人税等合計	14	964
当期純利益又は当期純損失( )	7,317	533

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	9,393	9,393	-	9,393	71	18,714	1	18,715	
当期変動額									
減資	9,293	9,368	18,661	9,293	-	-		-	
当期純損失（ ）					7,317	7,317		7,317	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							2	2	
当期変動額合計	9,293	9,368	18,661	9,293	7,317	7,317	2	7,314	
当期末残高	100	25	18,661	18,686	7,388	11,397	4	11,401	

当事業年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	100	25	18,661	18,686	7,388	-	11,397	4	11,401	
当期変動額										
新株の発行	574	574	-	574	-	-	1,149	-	1,149	
当期純利益	-	-	-	-	533	-	533	-	533	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	0	0	-	0	
資本剰余金から利益剰 余金への振替	-	-	7,388	7,388	7,388	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	574	574	7,388	6,813	7,922	0	1,682	-	1,682	
当期末残高	674	599	11,272	11,872	533	0	13,080	4	13,084	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品・・・・・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～34年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

のれん 20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

モニタポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、2017年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。  
なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

純資産維持

2017年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年6月第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日または第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

利益維持

2017年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、当該遵守に関する最初の判定は、2018年6月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
	766百万円	901百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
現金及び預金	2,966百万円	-百万円
受取手形	55百万円	-百万円
売掛金	3,037百万円	-百万円
関係会社短期貸付金	948百万円	-百万円
その他(無形固定資産)	10百万円	-百万円
関係会社株式	2,137百万円	-百万円
関係会社長期貸付金	7,301百万円	-百万円
計	16,457百万円	-百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	3,108百万円	-百万円
長期借入金	39,019百万円	-百万円
計	42,128百万円	-百万円

3 保証債務

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
金融機関からの借入に対する保証債務		
Macromill Embrain Co., Ltd. (内、外貨建保証債務)	160百万円 (KRW 1,792百万)	175百万円 (KRW 1,792百万)
計	160百万円	175百万円

4 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分掲記したものを除く）。

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
短期金銭債権	438百万円	420百万円
長期金銭債権	52百万円	48百万円
短期金銭債務	603百万円	630百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当事業年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
売上高	21百万円	1,792百万円
売上原価	6百万円	951百万円
営業取引以外の取引高	0百万円	352百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.6%、当事業年度15.3%一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86.4%、当事業年度84.7%であります。

販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当事業年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
減価償却費	0百万円	88百万円
給与	5百万円	2,129百万円
支払報酬	5百万円	1,205百万円
のれん償却費	5百万円	1,965百万円

(有価証券関係)

関係会社株式（前事業年度及び当事業年度の貸借対照表計上額 3,959百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年6月30日)	当事業年度 (2017年6月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
モニタポイント引当金	279百万円	265百万円
賞与引当金及び未払賞与	87百万円	82百万円
為替差損	279百万円	195百万円
減損損失	122百万円	69百万円
関係会社株式評価損等	1,792百万円	1,671百万円
投資有価証券評価損	198百万円	5百万円
繰越欠損金	690百万円	129百万円
その他	82百万円	171百万円
繰延税金資産小計	3,532百万円	2,591百万円
評価性引当額	2,063百万円	1,746百万円
繰延税金資産合計	1,468百万円	844百万円
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	14百万円	16百万円
為替差益	359百万円	-百万円
繰延税金負債合計	373百万円	16百万円
繰延税金資産の純額	1,094百万円	828百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	当事業年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)
		%
法定実効税率	税引前当期純損失を計上している	30.9
住民税均等割	ため、記載を省略しております。	0.6
交際費等損金不算入額		2.0
受取配当等の益金不算入額		2.1
のれん償却費		40.5
評価性引当額の増減		8.1
税率変更による影響		4.7
税額控除等		3.9
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		64.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度の新株発行等により当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税の適用対象会社になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から、2017年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が106百万円減少しており、法人税等調整額が同額増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を、当事業年度から適用しております。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	555	92	-	37	647	373
	工具、器具 及び備品	646	139	34	130	751	527
	土地	0	-	-	-	0	-
	建設仮勘定	93	17	111	-	-	-
	合計	1,295	249	145	167	1,399	901
無形 固定資産	ソフト ウェア	2,315	519	-	246	2,835	1,922
	ソフトウエ ア仮勘定	32	573	492	-	113	-
	のれん	39,306	-	-	1,965	39,306	6,387
	その他	12	81	0	3	93	5
	合計	41,666	1,174	493	2,215	42,348	8,315

(注) 当期首残高及び当期末残高について、取得価額により記載しております。

ソフトウェア仮勘定の当期増加額のうち主なものは、パネルシステムの構築等125百万円、セキュリティ  
増強等の投資146百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	84	3	8	79
賞 与 引 当 金	178	186	178	186
役 員 賞 与 引 当 金	73	82	73	82
モニタポイント引当金	803	655	599	859

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりとする。 <a href="http://www.macromill.com/">http://www.macromill.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2017年2月8日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2017年3月6日及び2017年3月13日関東財務局長に提出。  
2017年2月8日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書です。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第4期第3四半期）（自2017年1月1日 至2017年3月31日）2017年5月15日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2017年2月8日 関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。  
2017年9月27日 関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
2017年3月6日及び2017年3月13日 関東財務局長に提出。  
2017年2月8日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2017年9月26日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小出 啓二	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの2016年7月1日から2017年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2017年9月26日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國本 望 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小出 啓二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの2016年7月1日から2017年6月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マクロミルの2017年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。